

**相生市高齢者保健福祉計画
及び
第7期介護保険事業計画
(平成30年度～平成32(2020)年度)
【案】**

平成 30 年 3 月

相生市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制と方法	5
5	介護保険制度改正のポイント	7

第2章 高齢者等の現状

1	相生市の人口構造	8
2	高齢者の状況	10
3	要支援・要介護者の状況	11
4	日常生活圏域ごとの状況	13
5	実態調査に基づく現状と課題の整理	16

第3章 計画の基本的な考え方

1	平成37（2025）年の相生市の高齢者を取り巻く姿	32
2	基本理念	36
3	基本方針	36
4	施策体系	39

第4章 施策の展開

1	地域包括ケアシステムの推進	40
2	健康づくりと介護予防の推進	58
3	生きがいづくりや社会参加の推進	63
4	認知症対策の充実	66
5	高齢者の権利擁護の推進	71
6	安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり	78
7	介護保険サービスの適切な運営と充実	83

第5章 介護保険サービス

- 1 介護保険サービスの見込量と供給体制 90
- 2 介護保険事業費の見込みと今後の保険料 101

第6章 計画の推進にあたって

- 1 介護保険審議会における点検・評価 107
- 2 関係機関との連携の推進 107
- 3 住民への情報提供の強化 108

資料編

- 1 相生市介護保険審議会設置要綱 110
- 2 介護保険審議会委員名簿 112
- 3 用語解説 113

(※)印がついた用語は、用語解説で意味を説明しています。

(用語解説は 113 頁をご覧ください)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

○ 我が国では、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、国はこれまでに平成17年、平成20年、平成23年、平成26年と介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、団塊の世代(※)が75歳以上となる平成37(2025)年までに医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を構築することが示されてきました。

○ 相生市では、高齢者数は平成29年9月末現在、10,372人となり、総人口に占める割合(高齢化率(※))は34.4%で、約3人に1人が高齢者となっています。また、要介護率が高くなる後期高齢者は、平成29年9月末では、5,152人と人口比約17.1%だったものが、平成37(2025)年には6,165人と総人口比約22.0%に急増すると見込まれていることから、現在の介護保険サービス水準を維持した場合、今後、介護保険料及び介護給付総額はともに上昇し、平成37(2025)年には大幅に膨らむと予測されています。

今回、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態(※)の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

このようなことから、本計画は、相生市の地域包括ケアシステムを一層推進することとし、これまでの取組みを引き継ぎながら、これからの高齢者があらゆる世代の市民とともに豊かにいきいきと暮らせる地域共生社会を目指して、「相生市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号、最終改正：平成27年5月29日法律第31号）第20条の8に規定する「老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画」として策定します。
- 介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号、最終改正：平成28年11月24日法律第84号）第117条に規定する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）」として策定します。

(2) 計画の性格

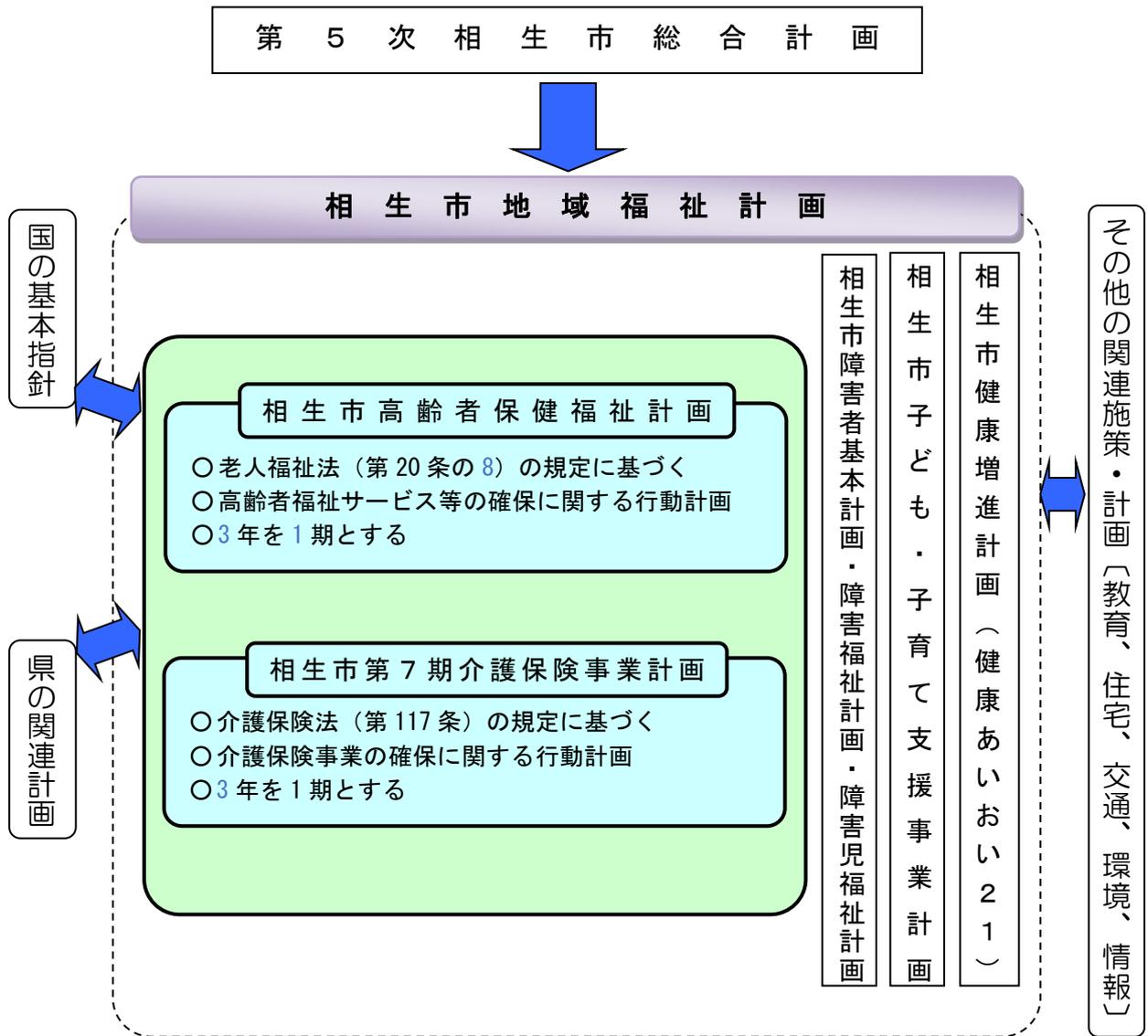
第6期計画以後の計画は、地域包括ケア実現のための方向性を承継しながら、地域包括ケアシステムを一層深化・推進するものであることから、「相生市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」の後継計画として、策定するものです。

「高齢者保健福祉計画」は、上記法令に基づく内容に加えて、本市における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健福祉事業における総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

(3) 上位計画・関連計画との関係

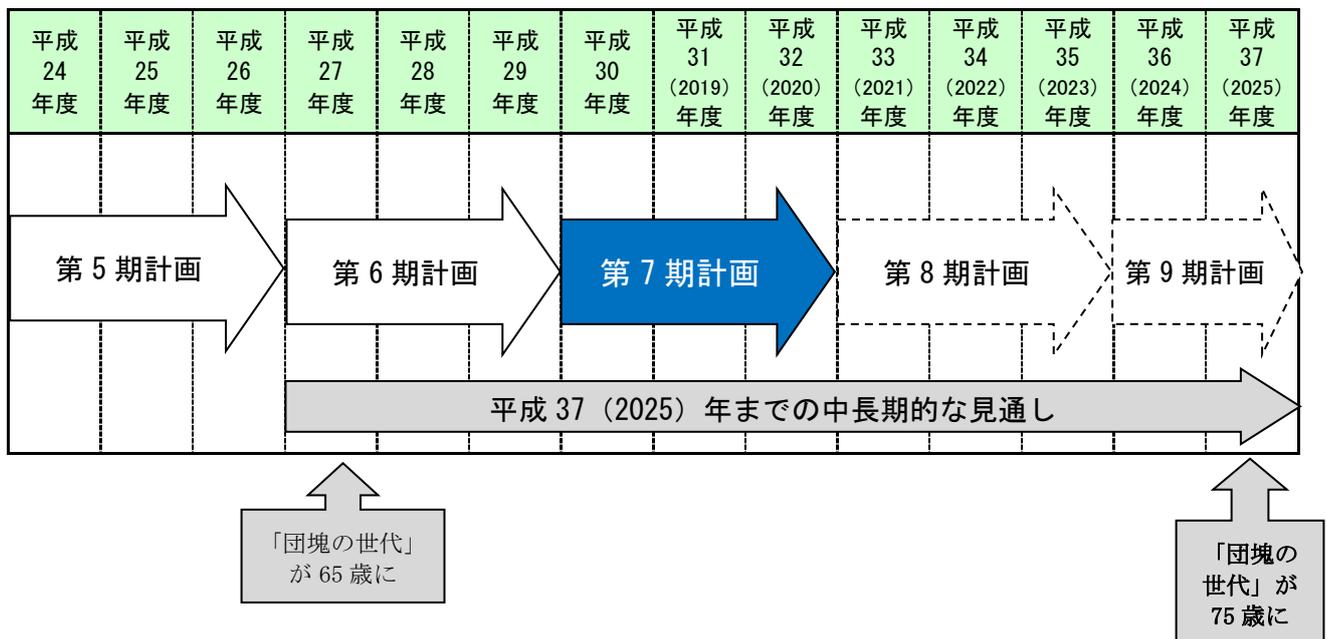
本計画は、上位計画である「相生市地域福祉計画」をはじめ、高齢者保健福祉に関連する他分野の計画との整合を図りながら、本市の総合的な行政運営の方針を示した「第5次相生市総合計画」に基づき策定するものです。



3 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととされており、今回の第7期介護保険事業計画の計画期間は平成30～32（2020）年度となります。高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定することから、高齢者保健福祉計画についても同期間となります。

平成37（2025）年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



4 計画の策定体制と方法

本計画は、高齢者等の現状を踏まえ、その意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定しました。

(1) 相生市介護保険審議会における審議

本計画は、広く関係者の意見を伺い、また市民の意見を十分に反映するという観点から、学識経験者、保健、医療又は福祉の各分野の代表、介護保険の被保険者代表、公募による市民代表及び市行政機関の代表から構成される「相生市介護保険審議会」において議論・検討し、それらを踏まえた計画としました。

(2) 実態調査の実施

ア 市民アンケート調査

高齢者の意識や生活実態、ニーズ等の把握を行うため、一般高齢者、要支援・要介護認定者に対してアンケート調査を実施しました。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市内在住の一般高齢者、要支援者を無作為に抽出	市内在住の在宅で生活している要支援・要介護者
調査期間	平成29年6月22日から 平成29年7月7日まで	平成29年1月1日から 平成29年5月31日まで
調査方法	郵送による配布・回収	介護支援専門員(※)による配布・回収
配布数	2,485件	875件
回収数	2,031件	717件
回収率	81.7%	81.9%

イ 事業者調査

サービスの提供状況や課題とともに、高齢者の生活実態やニーズ、また、介護保険制度に対する意向の把握を行うため、介護サービス提供者である事業者に対してアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内所在の介護サービス事業者
調査期間	平成29年6月7日から平成29年6月30日まで
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	29件
回収数	28件
回収率	96.6%

ウ 介護支援専門員調査

サービスの提供状況や課題とともに、高齢者の生活実態やニーズ、また、介護保険制度に対する意向の把握を行うため、兵庫県介護支援専門員協会相生支部に加入している介護支援専門員（ケアマネジャー）に対してアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内事業所の介護支援専門員
調査期間	平成29年6月7日から平成29年6月30日まで
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	34件
回収数	34件
回収率	100%

(3) パブリック・コメントの実施

市民の意見を広くお聞きするため、パブリック・コメントを実施しました。

実施期間	平成30年1月29日から平成30年2月16日まで
意見募集方法	市ホームページに本計画（案）を掲載するとともに、市役所公文書公開コーナー及び長寿福祉室の窓口に備え付け、市ホームページ及び市広報紙により意見募集の周知
結果	

5 介護保険制度改正のポイント

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えながら、今後も高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このため、今回の介護保険制度の改正「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日法律第52号）」では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のように示されています。

介護保険制度改正のポイント

○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進（介護保険法）

- ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル（※）」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供、その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

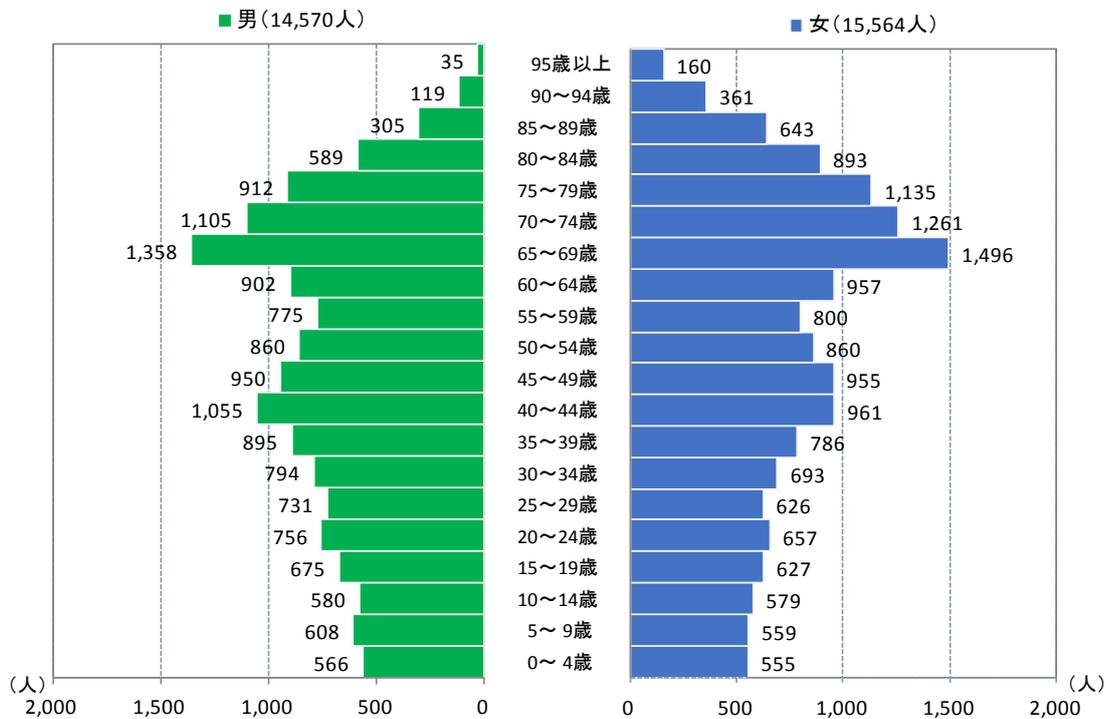
第2章 高齢者等の現状

1 相生市の人口構造

(1) 人口構造

本市の人口は、平成29年9月末で男性14,570人、女性15,564人となっています。男女ともに65～69歳の人口が最も多くなっています。一方、14歳以下の人口が少なくなっています。

◆性別・年齢5歳階級別人口ピラミッド

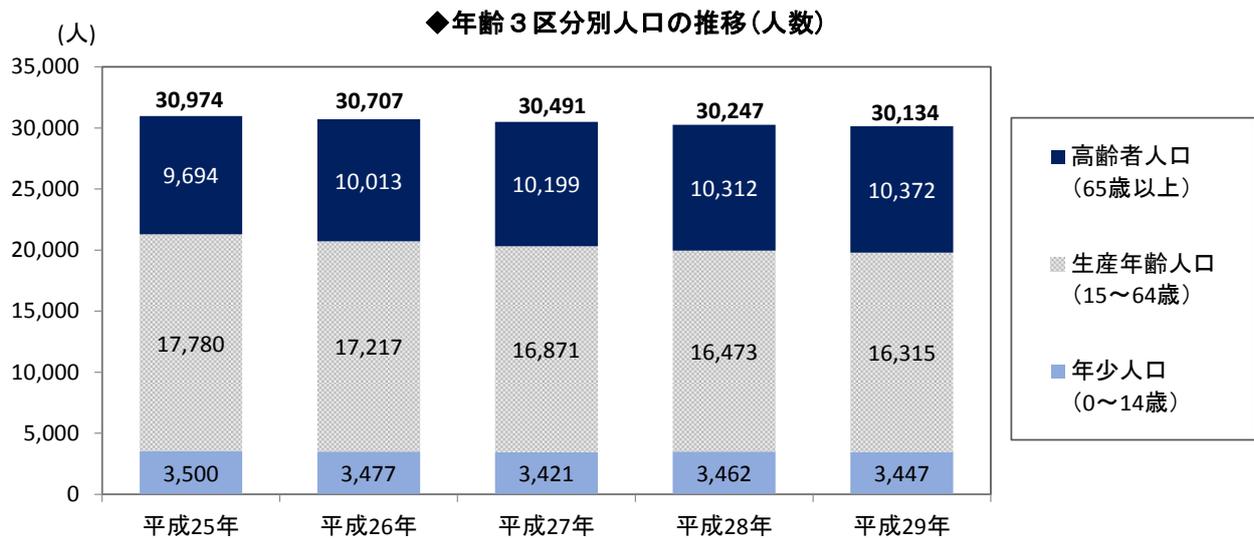


資料：住民基本台帳（平成29年9月末現在）

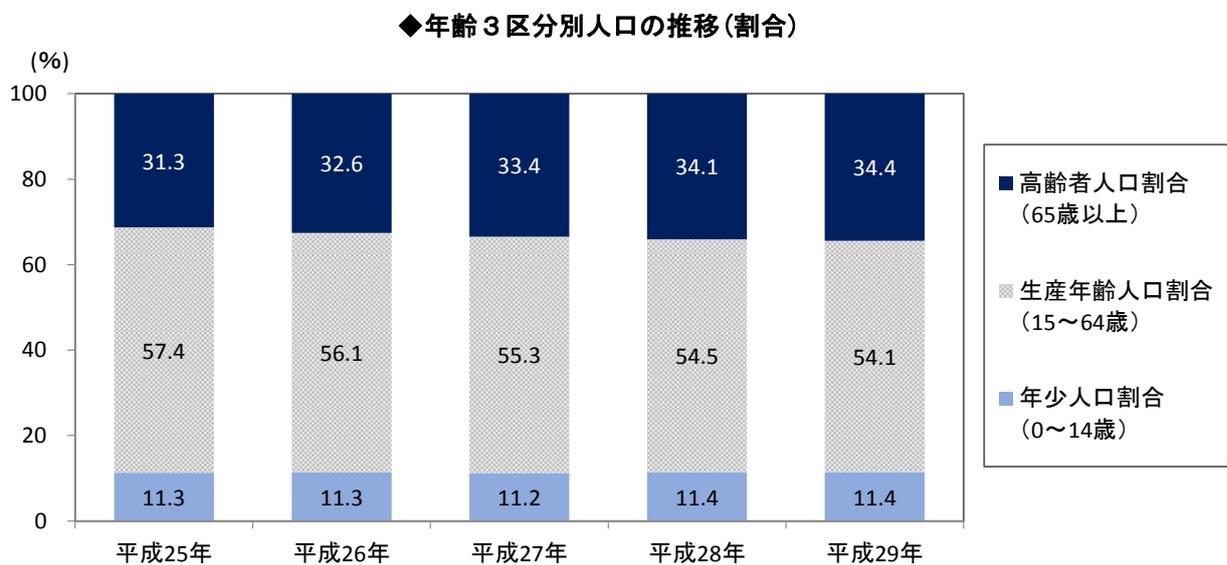
(2) 年齢3区分人口の状況

近年の人口の動きについて、住民基本台帳の人口でみると、総人口は減少傾向で推移しており、平成29年9月末現在では30,134人となっています。

年齢3区分別でみると、高齢者人口は増加し続けており、平成29年に10,372人となり、高齢化率は34.4%となっています。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）



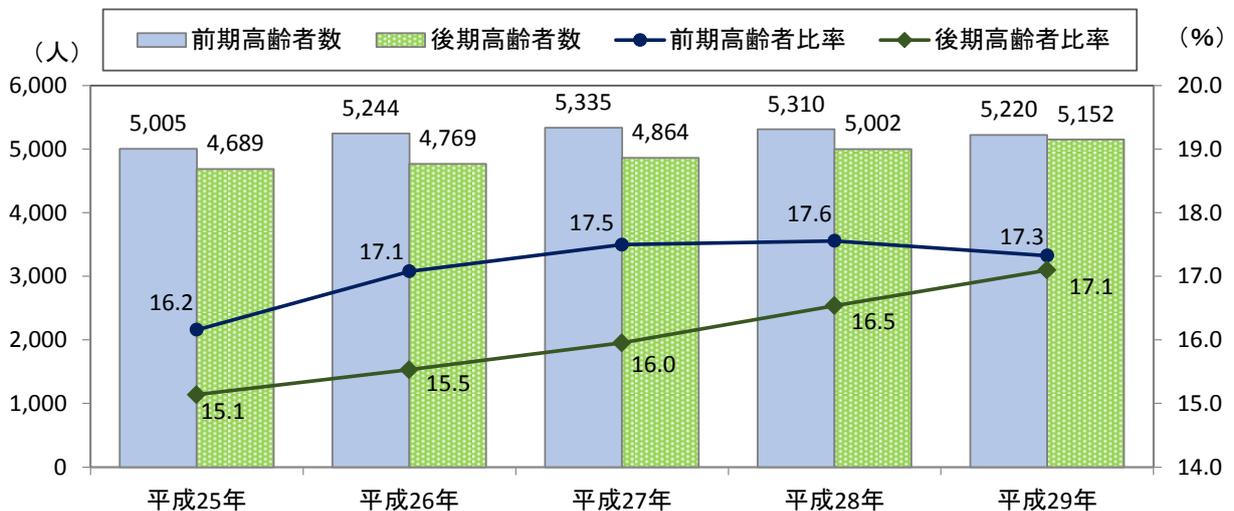
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

2 高齢者の状況

(1) 高齢化の状況

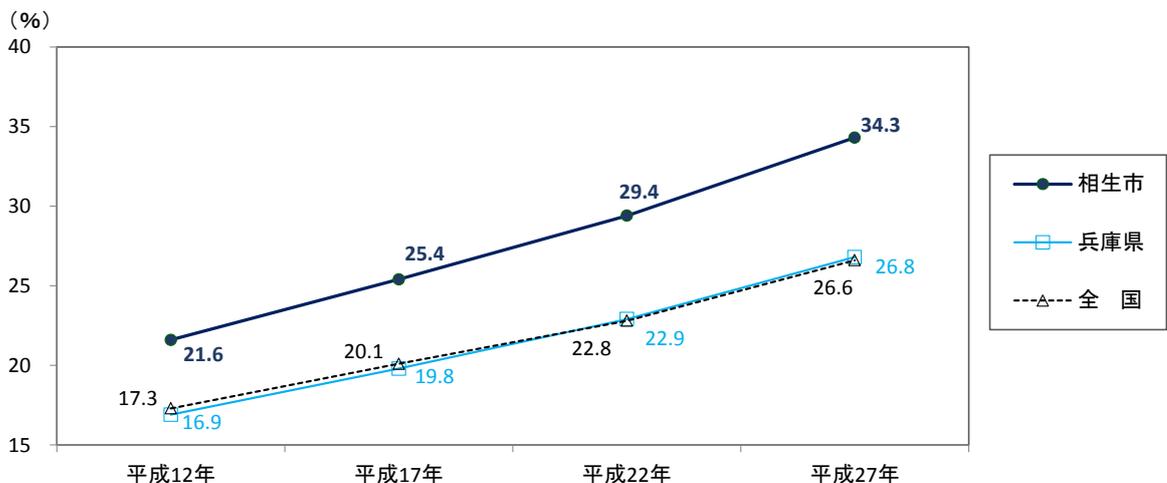
近年の本市の前期高齢者数（65～74歳人口）は増加傾向を経て、平成28年に減少に転じ、平成29年9月末現在では5,220人となっています。後期高齢者数（75歳以上人口）は増加し続けており、平成29年9月末現在では5,152人となっています。また、国勢調査による長期的な高齢化率の推移をみると、国や県よりも高い値で推移しています。

◆前期高齢者数・後期高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

◆高齢化率の推移 ～国・県との比較～



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

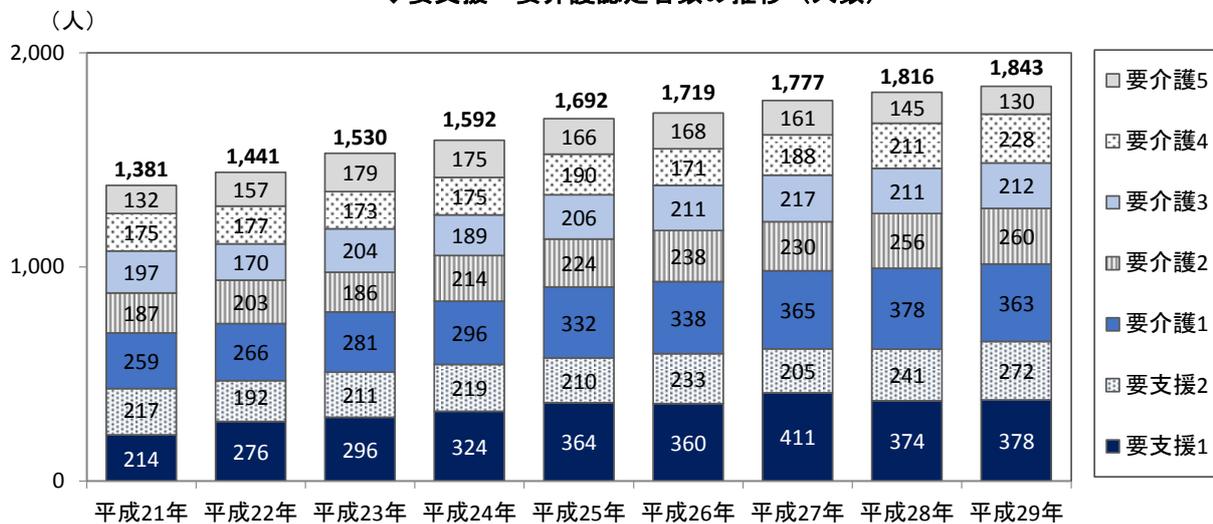
3 要支援・要介護者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数等の状況

本市における介護保険の第1号被保険者(※)の要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、平成29年3月末現在で1,843人となっています。要支援1から要介護1の軽度者の割合が高いことが特徴です。

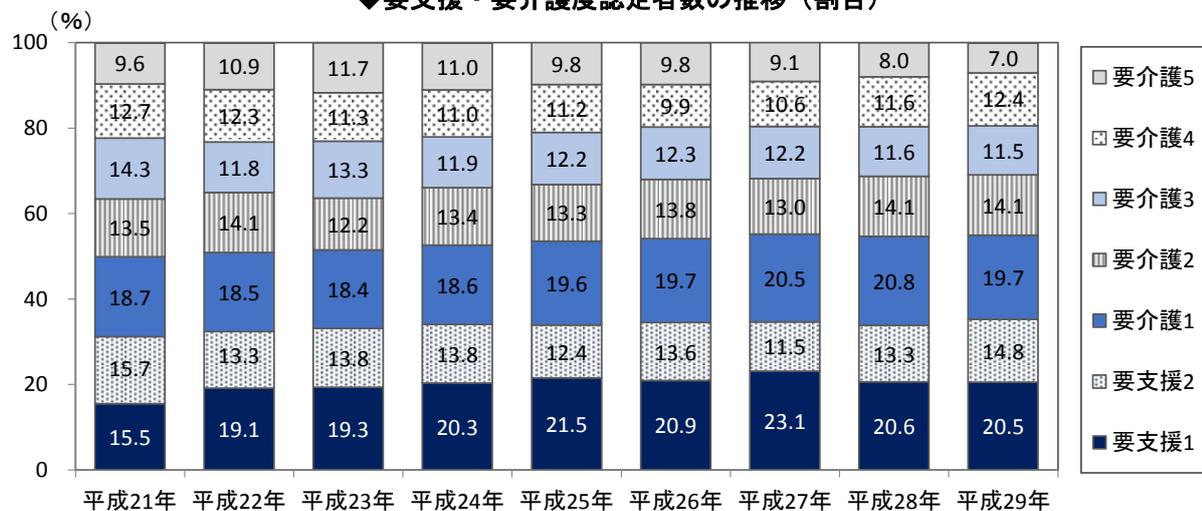
要支援・要介護度の構成比の推移をみると、平成21年と比べて要支援1の上昇幅が大きく、要介護3及び要介護5は低下しています。

◆要支援・要介護認定者数の推移(人数)



資料：介護保険事業状況報告(各年3月末現在)

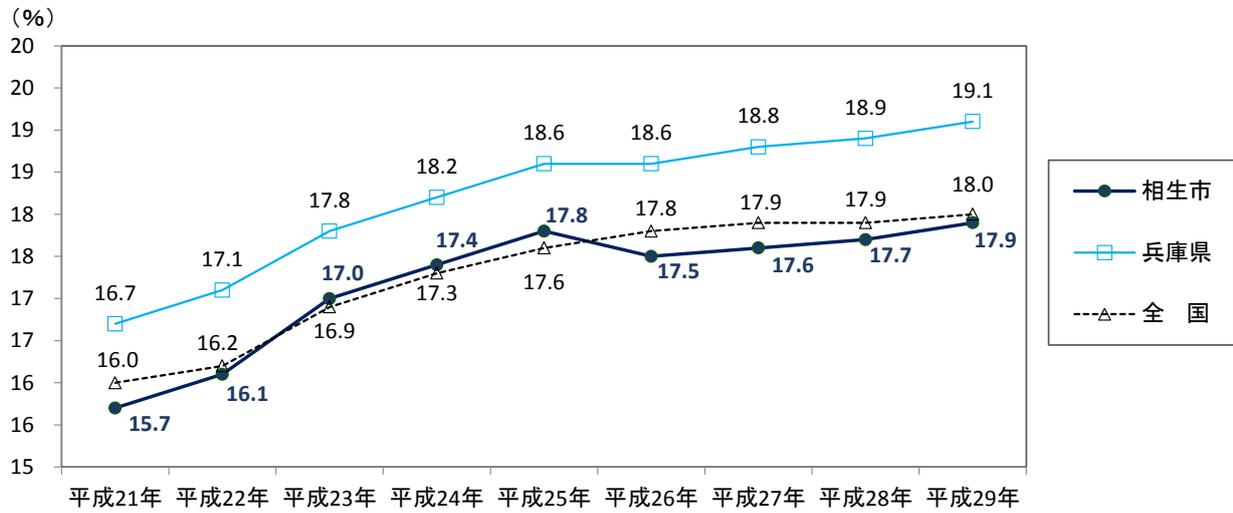
◆要支援・要介護度認定者数の推移(割合)



資料：介護保険事業状況報告(各年3月末現在)

また、認定率は年々高くなっており、平成29年3月末現在で17.9%となっています。兵庫県平均と比べると低い値で推移しています。

◆認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）

4 日常生活圏域ごとの状況

(1) 日常生活圏域の設定

本市では、高齢者が住み慣れた地域の中で必要なサービスを受け、生活を継続して営めるよう、中学校区を単位として「旧相生中学校区」、「旧那波中学校区」、「双葉中学校区」、「矢野川中学校区」の4地域を日常生活圏域として設定し、各圏域において基盤整備や施策の推進に努めています。

◆日常生活圏域ごとの人口、高齢化の状況

(平成29年9月末日現在)

	人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)	備考
旧相生中学校区	2,191	1,121	51.2	相生、相生1～5丁目、大谷町、川原町、野瀬、葛ヶ浜、鯛浜、坪根
旧那波中学校区	8,684	3,083	35.5	緑ヶ丘1～4丁目、青葉台、山崎町、西谷町、佐方1～3丁目、千尋町、桜ヶ丘町、大島町、那波、那波本町、那波東本町、那波南本町、那波西本町、那波大浜町、竜泉町
双葉中学校区	15,097	4,433	29.4	旭1～6丁目、本郷町、大石町、陸、陸本町、栄町、池之内、山手1～2丁目、汐見台、菅原町、ひかりが丘、垣内町、向陽台、双葉1～3丁目、赤坂1～2丁目、古池本町、古池1～2丁目、那波野、那波野(石角)、那波野1～3丁目
矢野川中学校区	4,162	1,735	41.7	若狭野町、矢野町
計	30,134	10,372	34.4	

◆相生市の日常生活圏域



(2) 基盤整備状況

ア 居宅サービス

(単位：箇所)

	旧相生	旧那波	双葉	矢野川	合計
訪問介護	2	—	5	—	7
訪問入浴介護	—	—	—	—	0
訪問看護※	—	1	2	—	3
訪問リハビリテーション※	—	1	1	1	3
通所介護	1	1	—	1	3
通所リハビリテーション※	—	1	2	1	4
短期入所生活介護	1	—	—	3	4
短期入所療養介護	—	—	1	1	2
福祉用具貸与	—	2	—	—	2
特定施設入居者生活介護	—	—	1	1	2

平成29年11月末日現在 指定事業所（みなし指定を除く）

※サービスについては、サービス提供実績のある事業所（みなし指定を含む）

イ 地域密着型サービス

(単位：箇所)

	旧相生	旧那波	双葉	矢野川	合計
認知症対応型通所介護	1	—	1	—	2
認知症対応型共同生活介護	1	1	2	2	6
小規模多機能型居宅介護	1	1	2	1	5
地域密着型通所介護	1	2	2	2	7

平成29年11月末日現在 指定事業所

ウ 施設サービス

(単位：箇所)

	旧相生	旧那波	双葉	矢野川	合計
介護老人福祉施設	1	—	—	3	4
介護老人保健施設	—	—	1	1	2

平成29年11月末日現在 指定事業所

エ 居宅介護支援サービス

(単位：箇所)

	旧相生	旧那波	双葉	矢野川	合計
居宅介護支援事業所	2	2	4	2	10

平成29年11月末日現在 指定事業所

5 実態調査に基づく現状と課題の整理

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から

◇調査結果の見方

- (1) 図表中の「N (number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- (2) 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- (3) 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- (4) 図表中に次のような表示等がある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。
 - ・ MA % (Multiple Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
 - ・ 3 LA % (3 Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
 - ・ 2 LA % (2 Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを2つ以内で選択する場合
 これ以外の場合は、特に断りがない限り、単一回答（回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する）形式の設問です。
- (5) 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が著しく困難なものです。

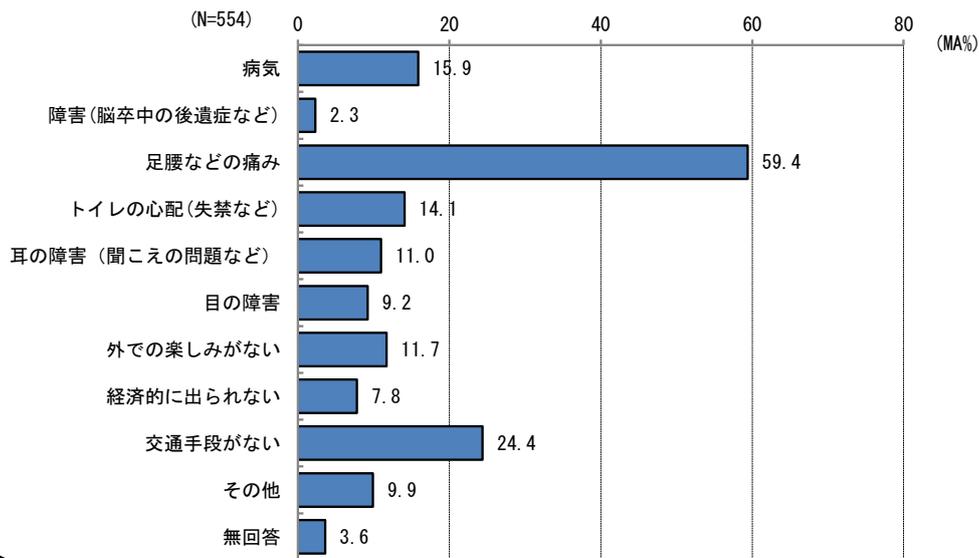
ア 外出について

外出を控えているかについては、「いいえ」が70.2%となっています。



外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」の割合が59.4%と最も高く、「交通手段がない」が24.4%、「病気」が15.9%、「トイレの心配(失禁など)」が14.1%、「外での楽しみがない」が11.7%となっています。

◆外出を控えている理由

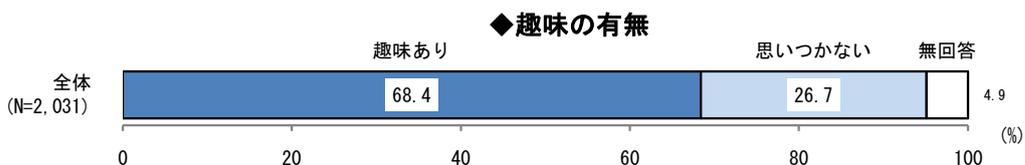


<課題>

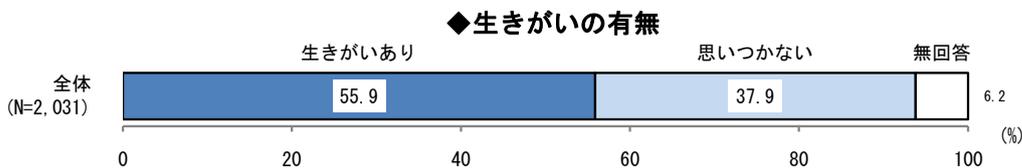
- 健康づくりや介護予防のための運動や外出機会の促進
- 足腰の痛みや病気を防ぐための教室の開催や情報提供
- 気軽に外出できる交通機関・交通手段等の整備
- 高齢者の外出を促すイベント・行事・地域活動等の機会と場づくり

イ 趣味・生きがいについて

趣味があるかについては、「趣味あり」は68.4%となっています。



生きがいがあるかについては、「生きがいあり」が55.9%、「思いつかない」が37.9%となっています。



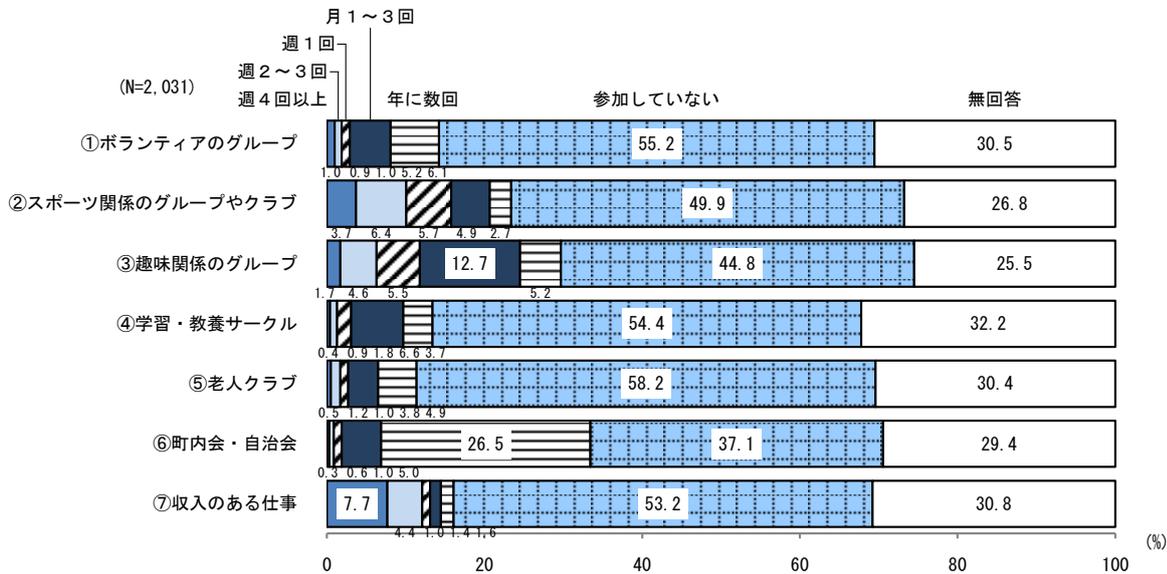
<課題>

- 早い段階から趣味・生きがいを持つ大切さについての訴求
- 高齢者の経験・能力の洗い出しによる、楽しみや技術・スキル伝承等の再編集
- 介護予防や健康寿命の延伸の観点から、趣味・生きがいを引き出す機会の創出
- 前向きで積極的な態度を促すといった行動変容に向けたアプローチ策

ウ 地域活動について

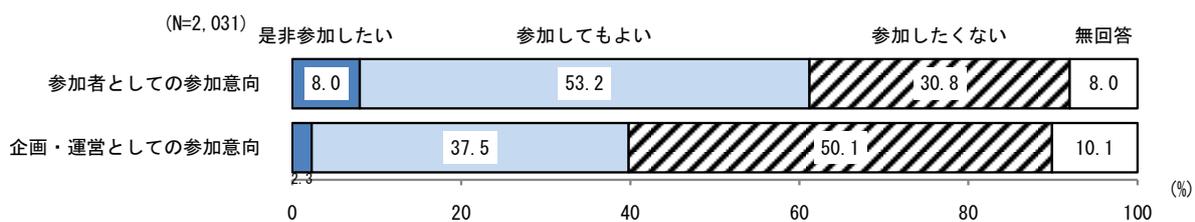
地域の会・グループ等への参加については、⑥町内会・自治会が33.4%と最も多く、次いで、③趣味関係のグループが29.7%、②スポーツ関係のグループやクラブが23.4%となっています。

◆地域の会・グループ等への参加頻度



健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向については、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が61.2%となっています。企画・運営（お世話役）としての参加意向については、『参加意向あり』が39.8%となっています。

◆地域の会・グループ等への参加意向



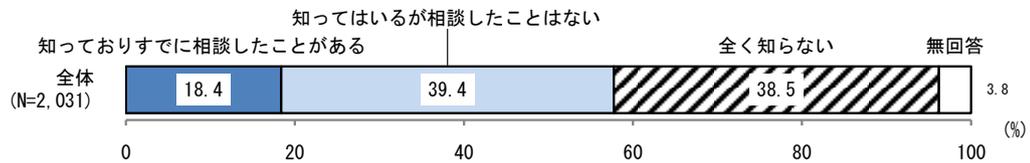
<課題>

- 町内会・自治会、高年クラブ等、地域社会における単位組織の重要性の訴求
- 趣味・スポーツ活動等、自発的に参加できる高齢者のための機会と場の拡充
- 心身の健康づくりに向けた趣味や地域活動の促進と企画・運営支援

エ 地域包括支援センター、在宅介護支援センターについて

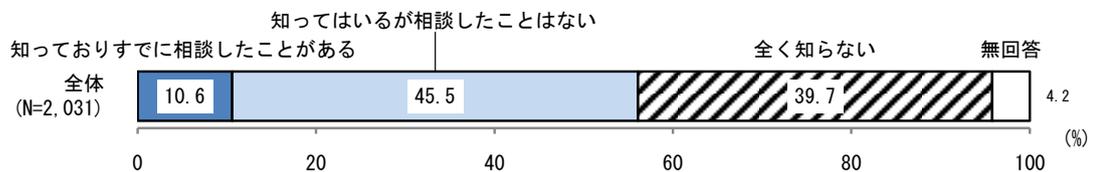
「地域包括支援センター(※)」については、「知っておりすでに相談したことがある」が18.4%、「知っているが相談したことはない」が39.4%となっています。

◆地域包括支援センターの認知度・相談経験の有無



「在宅介護支援センター(※)」については、「知っておりすでに相談したことがある」が10.6%、「知っているが相談したことはない」が45.5%となっています。

◆在宅介護支援センターの認知度・相談経験の有無

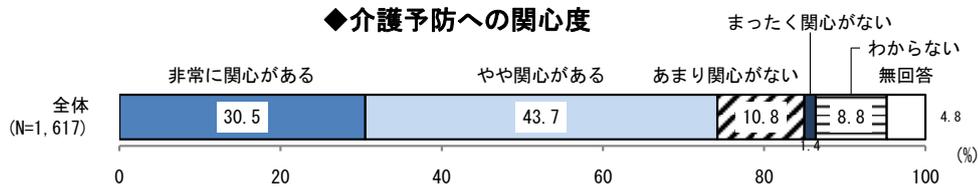


<課題>

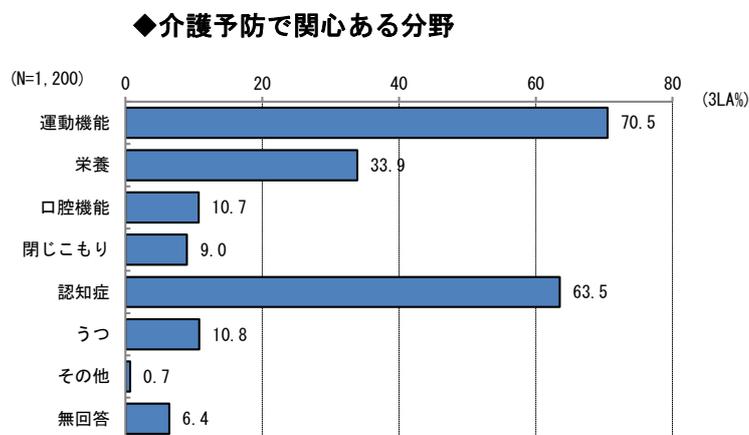
- 気軽に身近な相談支援体制の確立
- 地域包括支援センターの機能の強化と普及・啓発
- 在宅介護支援センターに関する業務内容等の認知理解の促進

オ 介護予防について

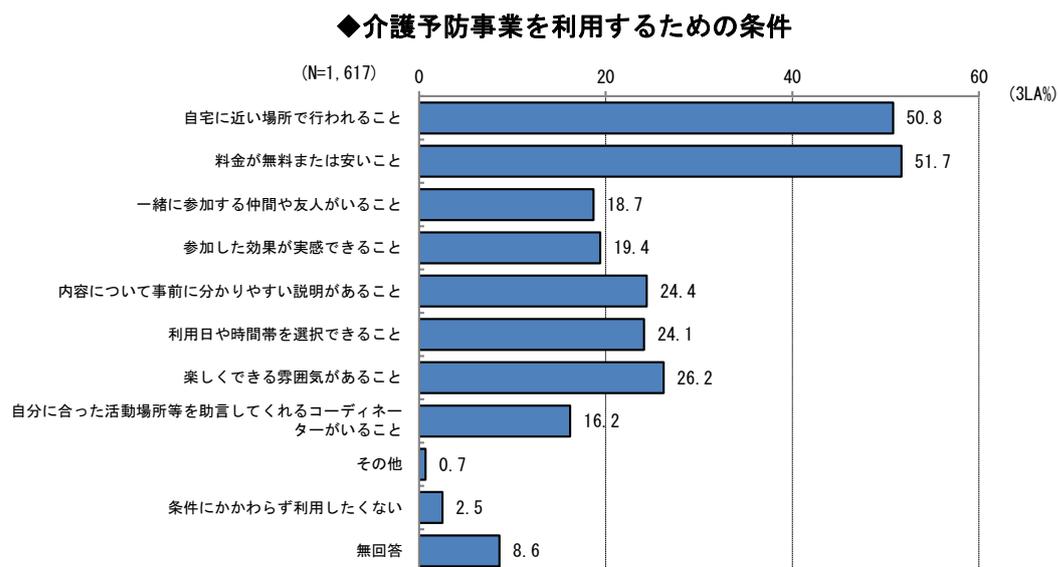
介護予防についての関心度は、「非常に関心がある」と「やや関心がある」を合わせた『関心がある』が74.2%となっています。



どのような介護予防に関心があるかについては、「運動機能」が70.5%、「認知症」が63.5%、「栄養」が33.9%となっています。



介護予防事業を利用するために必要な条件については、「料金が無料または安いこと」が51.7%、「自宅に近い場所で行われること」が50.8%となっています。

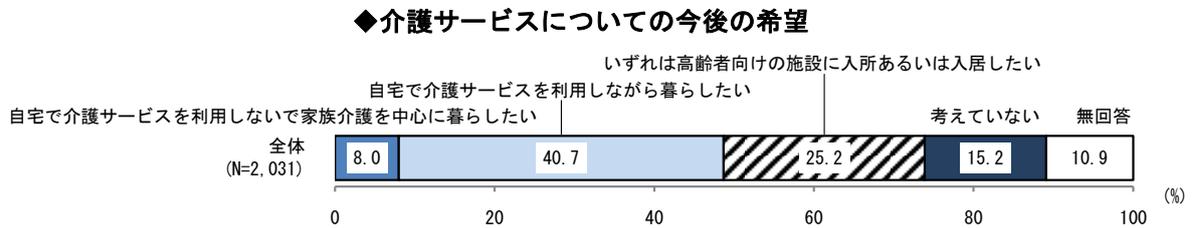


<課題>

- 介護予防に関する効果等の情報提供による関心度の向上
- 介護予防ニーズに応じたプログラムの開発と事業・サービスの展開

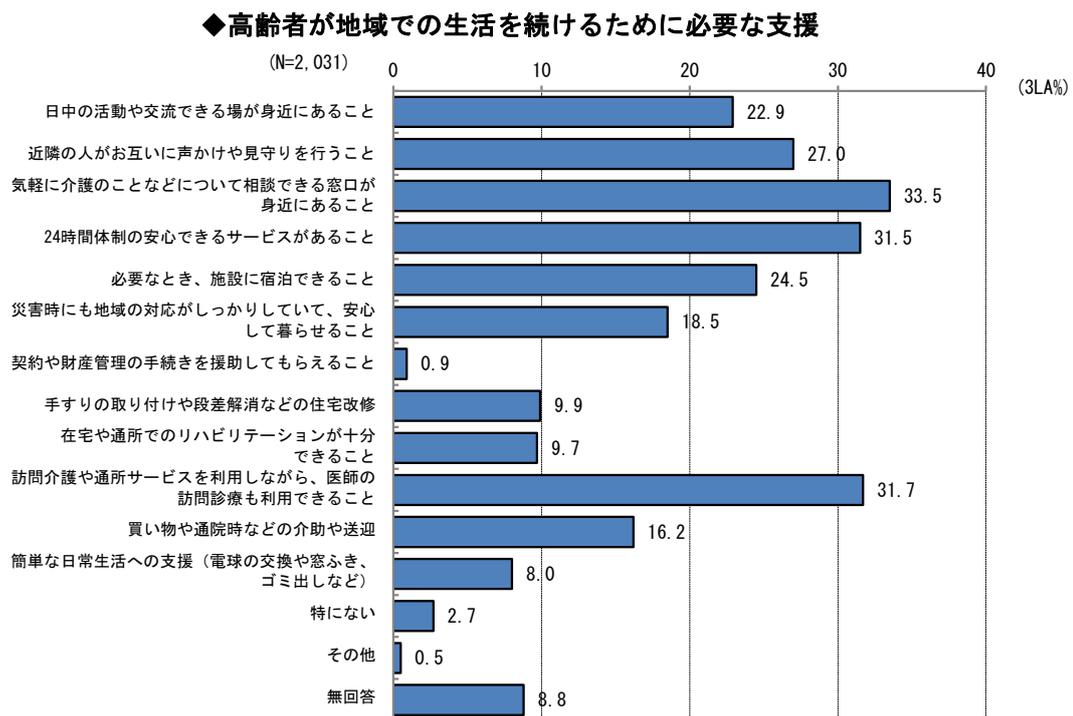
カ 介護サービスについて

介護サービスについての今後の希望は、「自宅で介護サービスを利用しながら暮らしたい」が40.7%、「いずれは高齢者向けの施設に入所あるいは入居したい」が25.2%となっています。



キ 高齢者が地域や自宅で生活していくために必要な支援

高齢者が身近な地域や自宅での生活を続けていくための支援では、「気軽に介護のことなどについて相談できる窓口が身近にあること」が33.5%、「訪問介護や通所サービスを利用しながら、医師の訪問診療も利用できること」が31.7%となっています。



<課題>

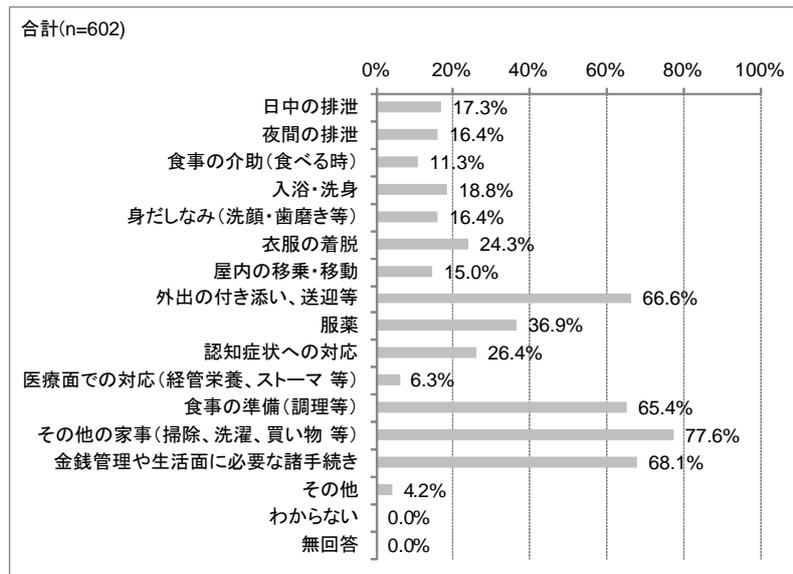
- 要支援・要介護者のニーズを見込んだ適切な介護サービスの提供
- 介護ニーズの多様化を見据えた需給バランスの確立
- 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるような相談・支援・供給体制の拡充

(2) 在宅介護実態調査結果から

ア 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護の内容については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が77.6%と最も高く、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が68.1%、「外出の付き添い、送迎等」が66.6%、「食事の準備（調理等）」が65.4%となっています。

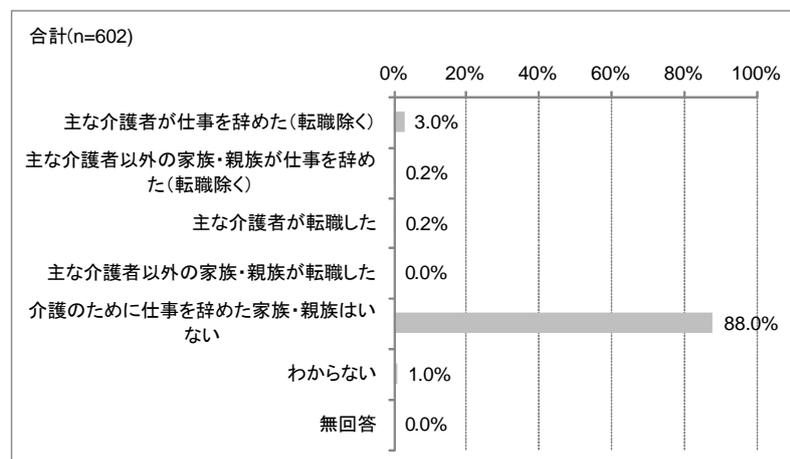
◆主な介護内容



イ 介護のための離職の有無

介護をするために離職・転職した家族の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が88.0%と大半を占めています。一方、少ないながら「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が3.0%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が0.2%、「主な介護者が転職した」が0.2%、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」が0.0%、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」及び「主な介護者が転職した」が0.2%となっています。

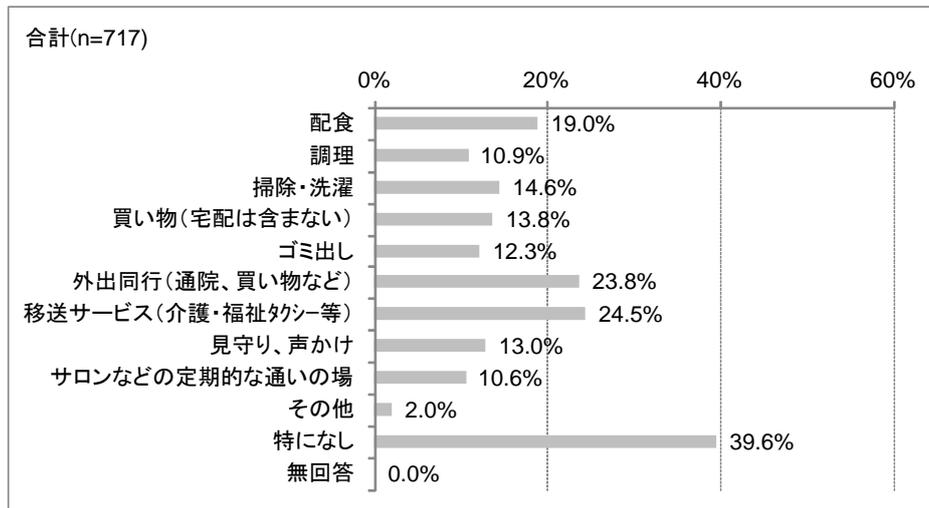
◆介護のための離職の有無



ウ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスについては、「特になし」が39.6%と最も高く、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が24.5%、「外出同行（通院、買い物など）」が23.8%、「配食」が19.0%となっています。

◆在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス



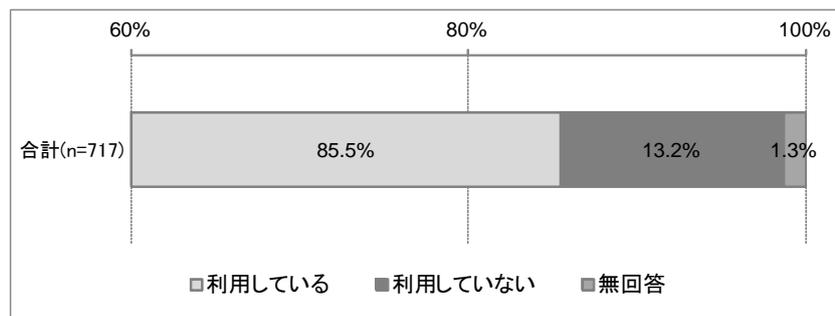
<課題>

- 家族介護者の介護内容の実態に基づく負担感の軽減
- 介護離職の実態は少数派ながらみられており、介護離職ゼロに向けた支援が必要
- 認定者の在宅生活継続のため、外出・移動や家事・買い物等の支援が必要

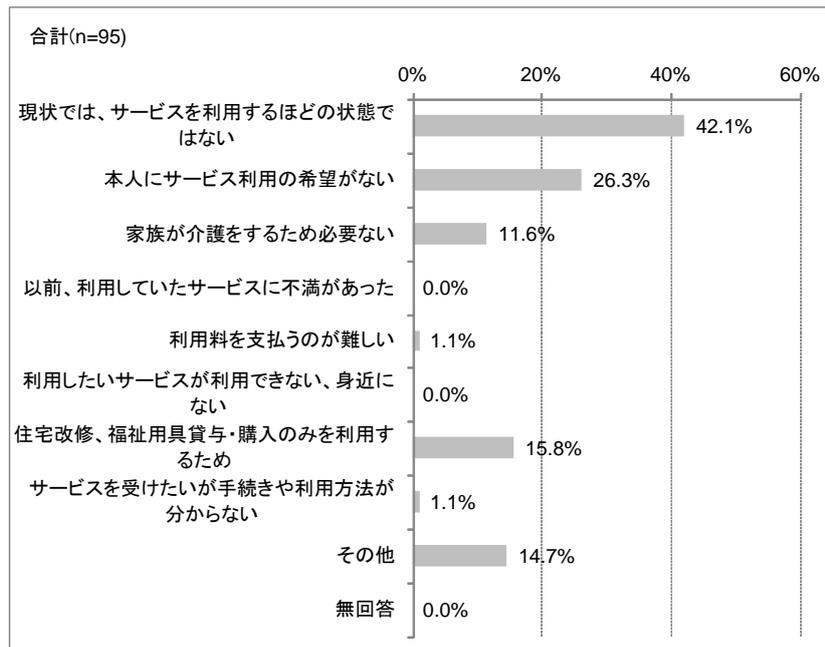
エ 介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスを利用している人は、85.5%となっています。利用していない人が13.2%であり、利用していない人の理由としては、「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない」が42.1%となっています。

◆介護保険サービスの利用有無



◆介護保険サービスの未利用の理由



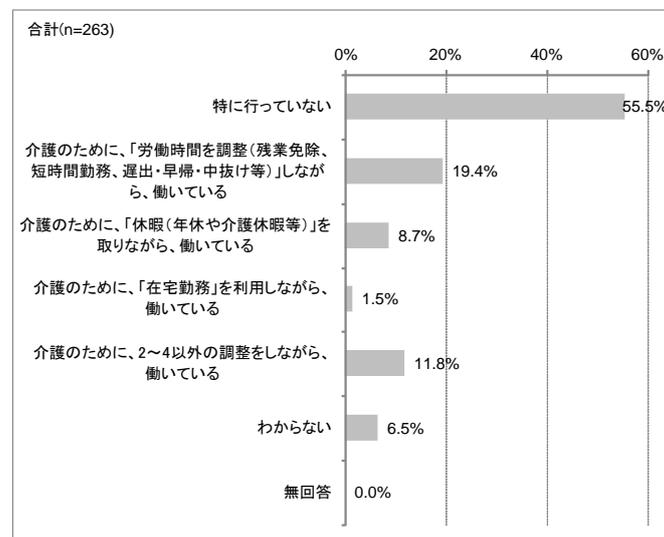
<課題>

- 調査対象者のうち、介護保険サービス利用者は8割強であるが、サービスを必要とする人が適正にサービスを楽しむよう、提供側の運営が必要
- 調査回答にあがってこないとみられる重度者を想定した見解も必要

オ 主な介護者の働き方の調整の状況

主な介護者の働き方の調整状況については、「特に行っていない」が55.5%、「介護のために労働時間を調整しながら働いている」が19.4%となっています。

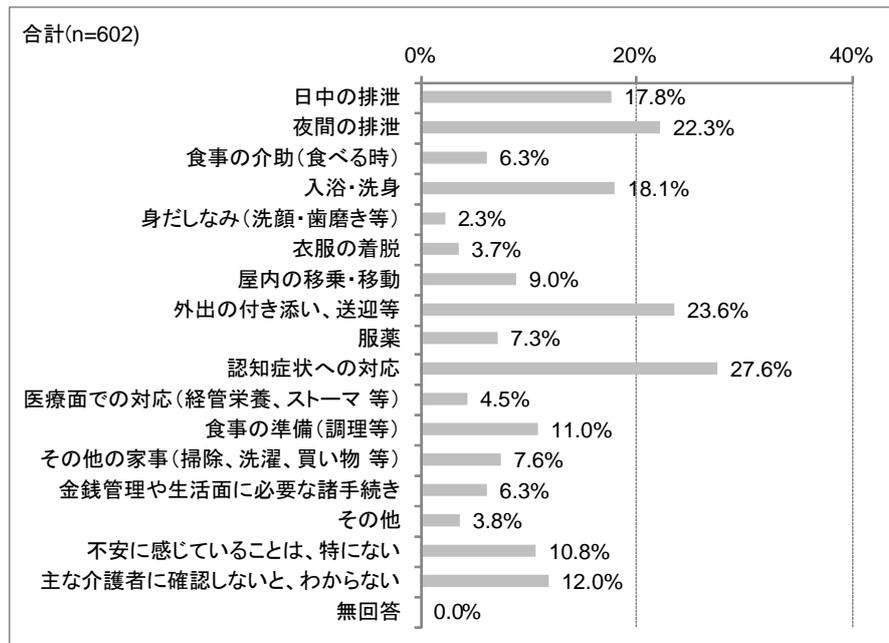
◆主な介護者の働き方の調整状況



カ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

在宅介護を継続するために、主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」が27.6%と最も高くなっています。続いて「外出の付き添い、送迎等」が23.6%、「夜間の排泄」が22.3%、「入浴・洗身」が18.1%、「日中の排泄」が17.8%となっています。

◆今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護



<課題>

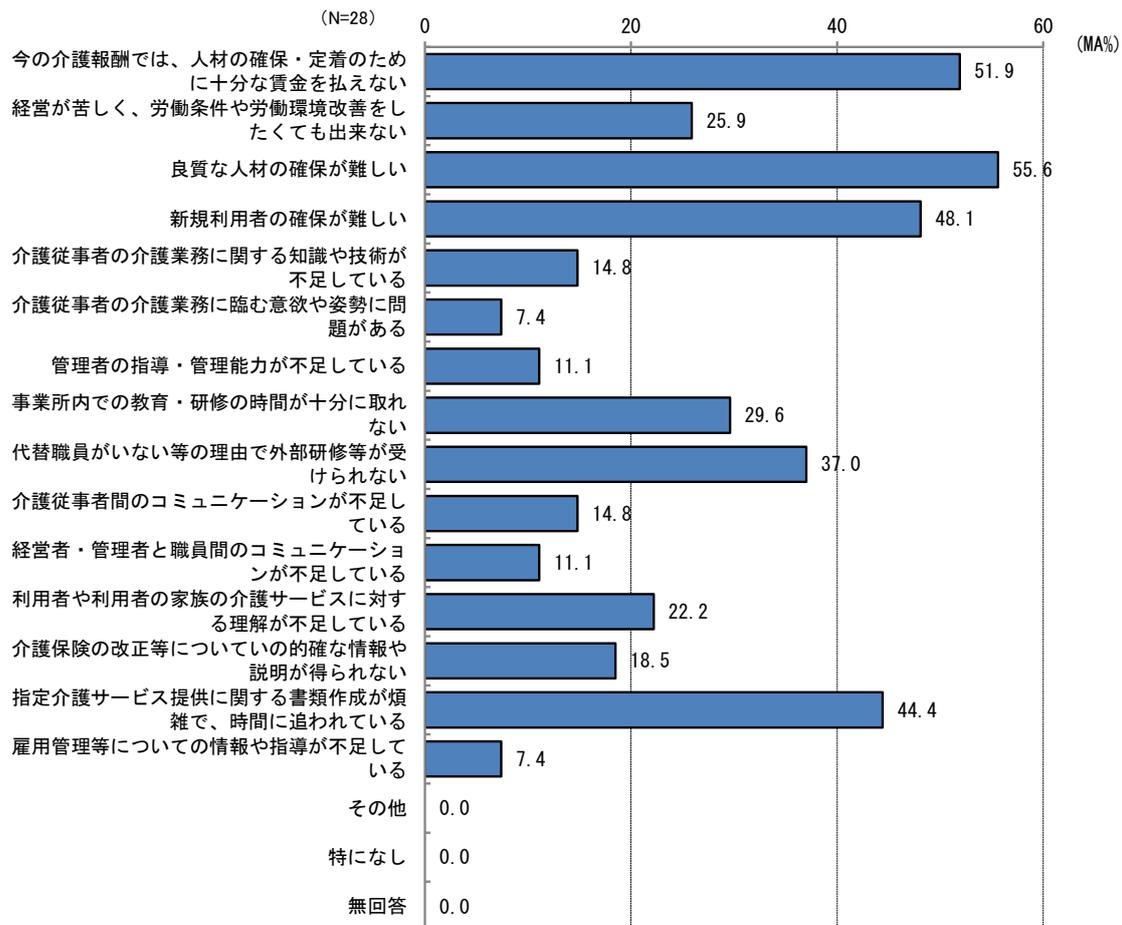
- 介護者に向けた認知症に関する介護負担の軽減が課題
- 介護に関する多様な生活シーンに対応する工夫・手法の開発や支援
- 「入浴・洗身」、「排泄ケア」等、家庭内の介護において、様々なシーンに関する技術や方法を伝授する講座の開催等による支援

(3) 介護サービス事業者調査結果から

ア サービスを提供する上での問題や課題

サービスを提供する上での問題や課題については、「良質な人材の確保が難しい」が55.6%と最も高く、「今の介護報酬(※)では、人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない」が51.9%、「新規利用者の確保が難しい」が48.1%、「指定介護サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に追われている」が44.4%となっています。

◆サービスを提供する上での問題や課題



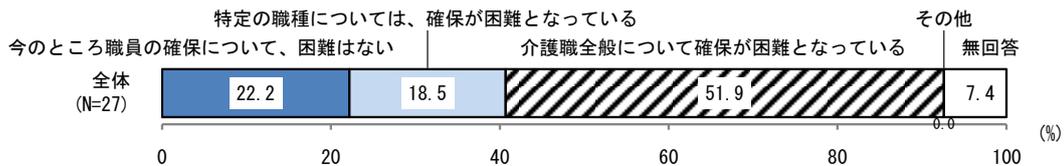
<課題>

- 良質な人材確保とそのための賃金保証が追い付かない状況への対応策
- 介護人材の獲得に向けた介護職のイメージアップ
- 書類作成にかかる事務処理・手続き等の簡素化

イ 人材の確保・育成について

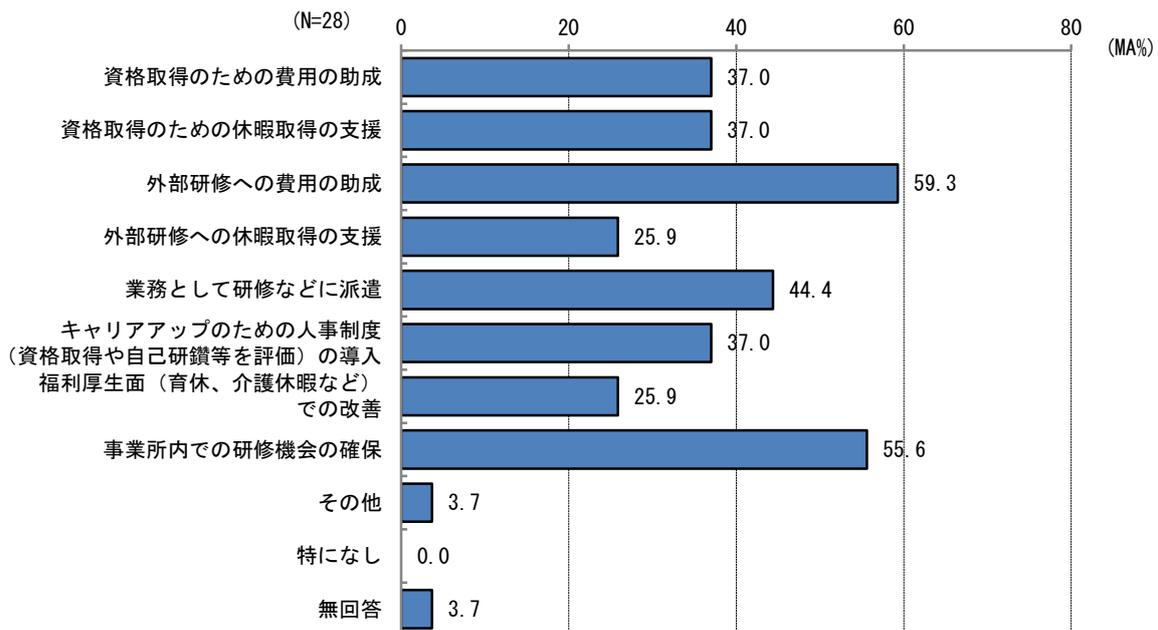
介護従業者の確保について、どのような認識を持っているかについては、「介護職全般について確保が困難となっている」が 51.9%と最も高く、「今のところ職員の確保について、困難はない」が 22.2%、「特定の職種については、確保が困難となっている」が 18.5%となっています。

◆介護従業者の確保についての認識



法人独自で、人材育成のために行っている取組みについては、「外部研修への費用の助成」が 59.3%、「事業所内での研修機会の確保」が 55.6%となっています。

◆人材育成のために行っている取組み



<課題>

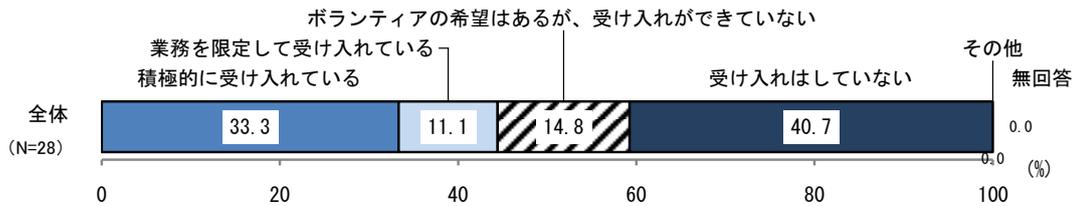
- 介護職に就く人材確保のため、仕事のやりがいや使命感・達成感のアピール
- 外部研修費の助成に関して、キャリアアップ支援が魅力となることを訴求
- 研修機会や資格取得についての助成や育成に恵まれた業界であることをPR

ウ ボランティアについて

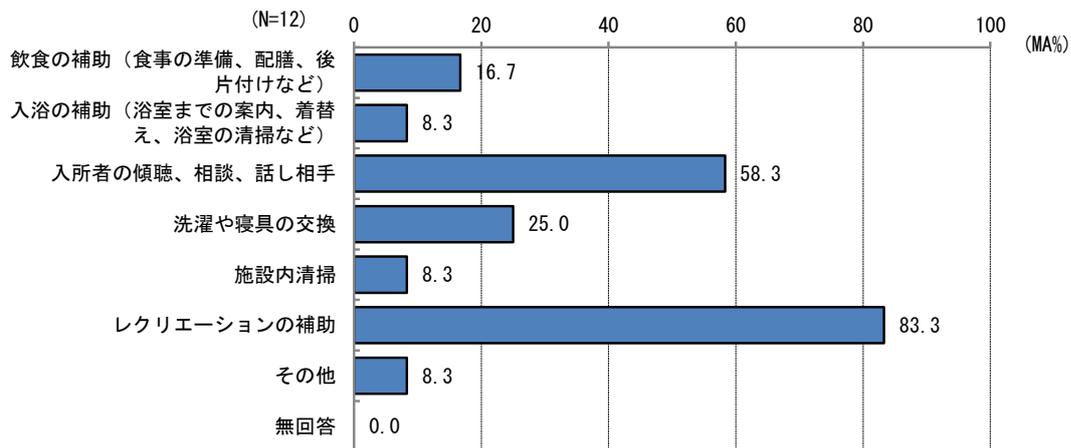
ボランティア(※)の受け入れをしているかについては、「積極的に受け入れている」が33.3%、「業務を限定して受け入れている」が11.1%となっています。

どのような業務でボランティアを受け入れているかについては、「レクリエーションの補助」が83.3%、「入所者の傾聴、相談、話し相手」が58.3%となっています。

◆ボランティアの受け入れ状況



◆ボランティアの業務



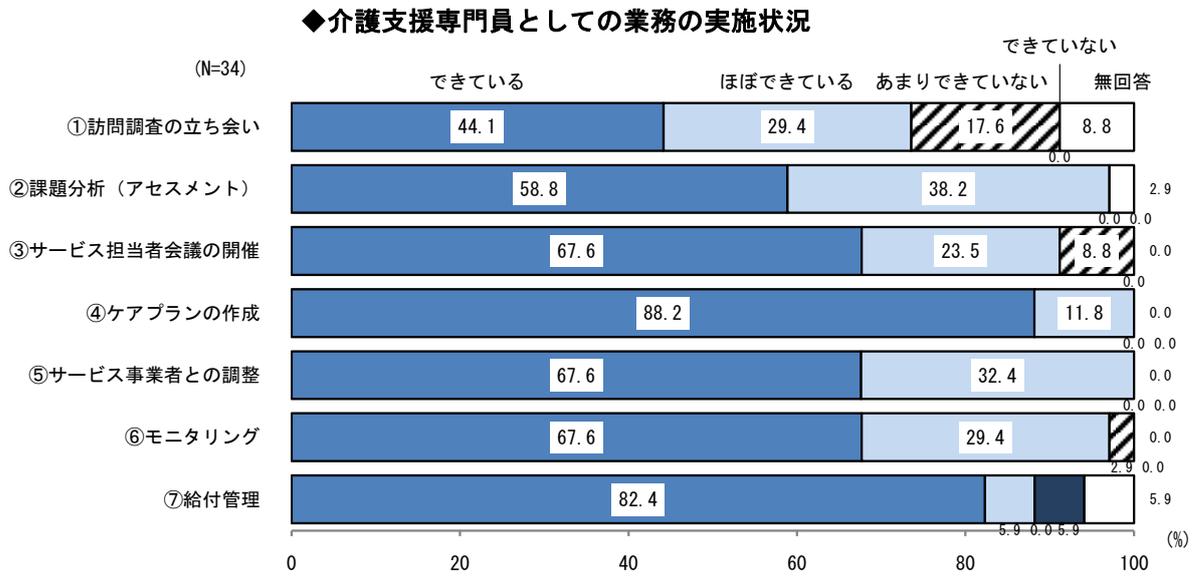
<課題>

- 介護職の人材不足を補完するボランティア人材の有効的活用
- 業務内容の課業管理 (タスクコントロール) による効率的な人員配置

(4) 介護支援専門員調査結果から

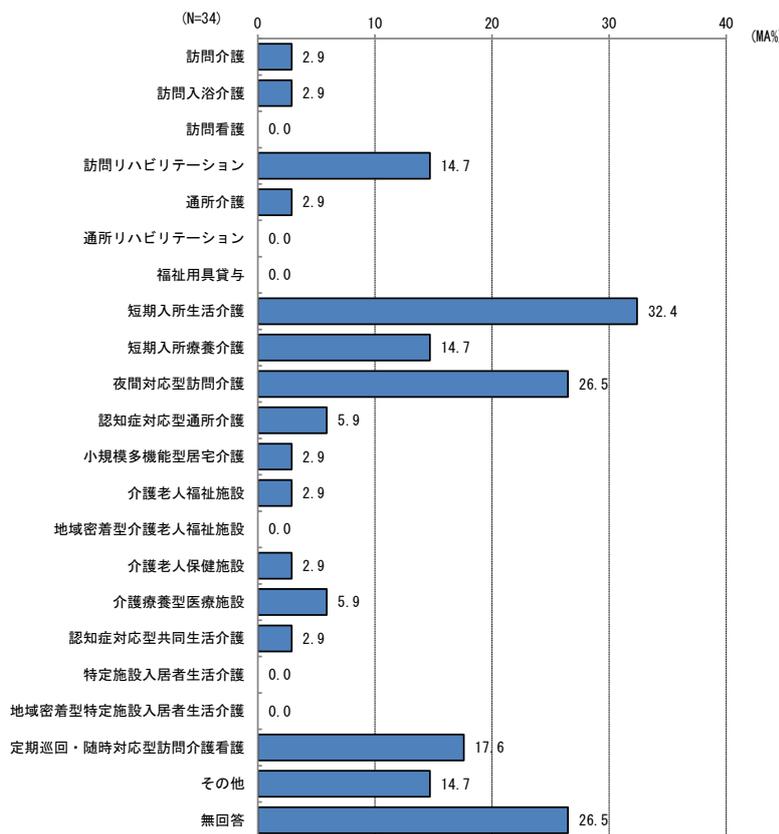
ア 業務の実施状況

介護支援専門員としての業務の実施状況については、ほとんどの項目で、「できている」と「ほぼできている」を合わせた『できている』が90%を超えています。



イ 不足していると思われる介護保険サービス

◆不足している介護保険サービス

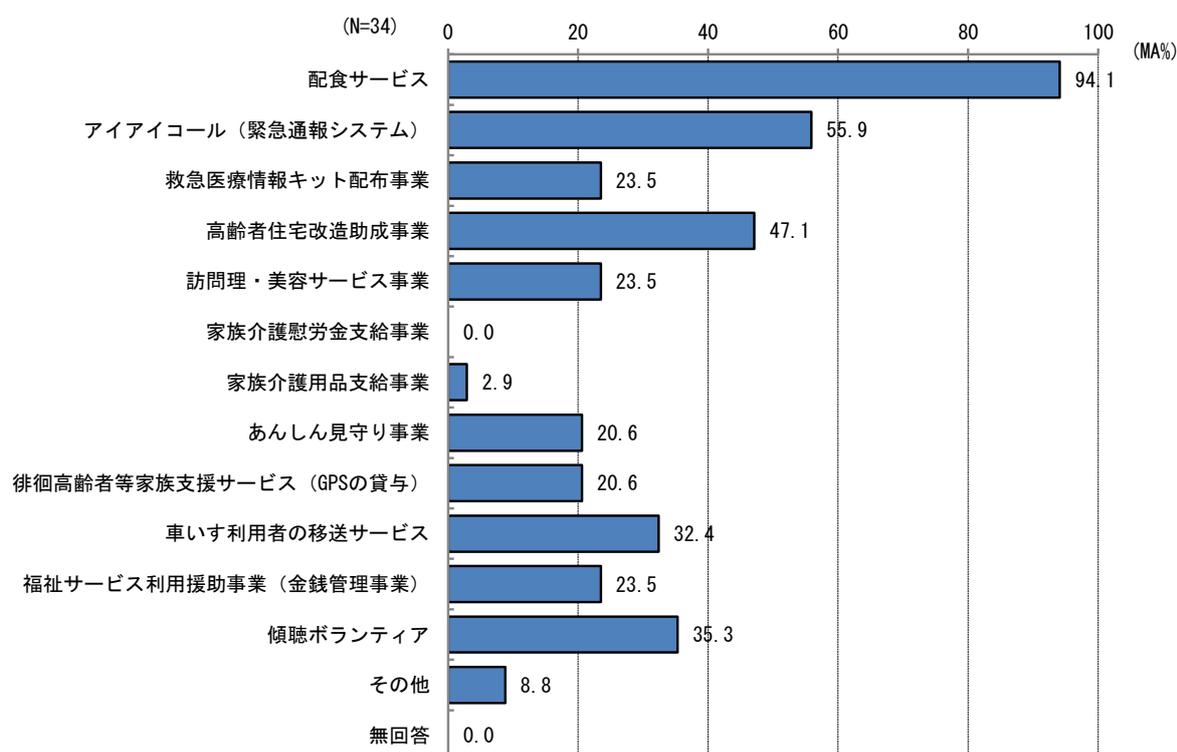


介護サービス計画 (ケアプラン) を作成するに当たり、量的に不足していると思われるサービスは、「短期入所生活介護」が32.4%、「夜間対応型訪問介護」が26.5%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が17.6%となっています。

ウ よく活用・紹介する高齢者福祉サービス

介護保険のサービス以外の主な高齢者福祉サービスでよく活用したり、利用者に紹介したりしているサービスは、「配食サービス」が94.1%、「アイアイコール（緊急通報システム）」が55.9%、「高齢者住宅改造助成事業」が47.1%となっています。

◆よく活用・紹介する高齢者福祉サービス



エ 今後充実が必要だと思う介護保険外サービス

今後充実が必要だと思う介護保険外サービスについての記述式回答では、以下のような意見がみられます。

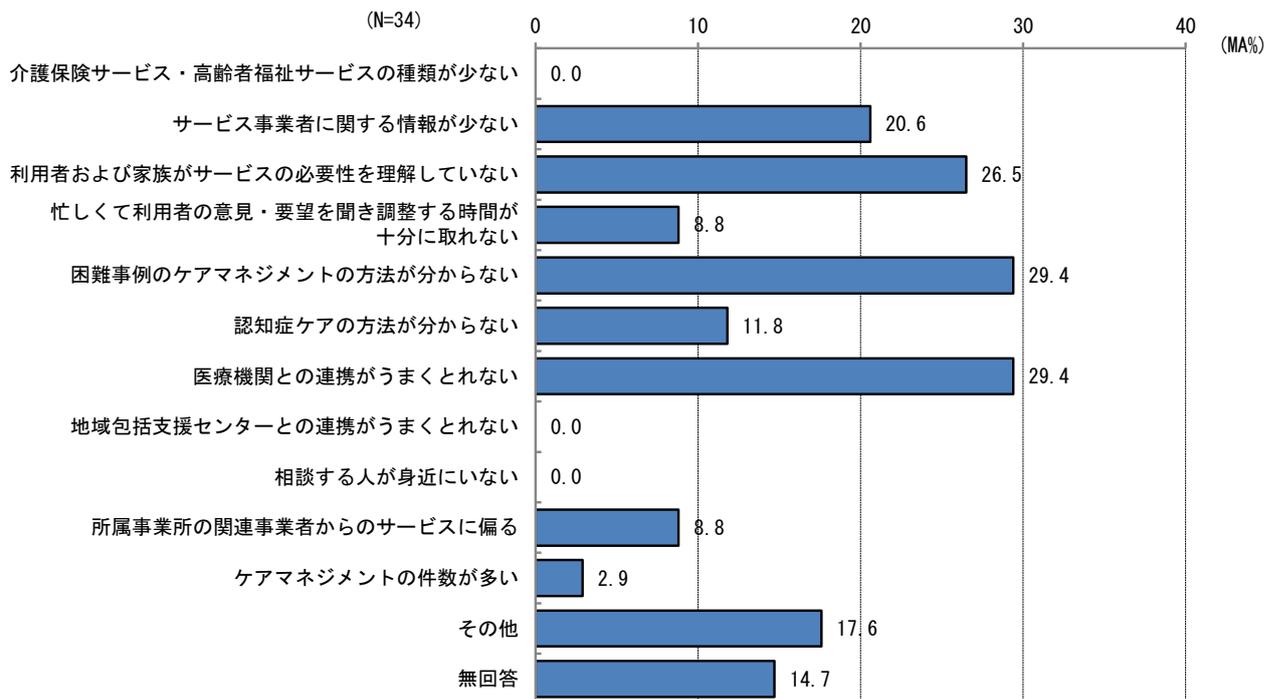
◆今後充実が必要だと思う介護保険以外のサービス

- つどいの場（喫茶店的寄り合い、サロン、余暇活動、デイサービス卒業後のつどい）
- 買物・通院への同行（買い物同行ボランティア、受診時の院内介助）
- 移送サービス、交通手段の充実（買い物や受診時の移動手段、乗り合いサービス）
- 住民参加型の助けあい（見守り支えあう仕組みづくり、認知症等の人の支援）
- 配食・家事援助サービス（配食サービス・療養食等の充実、電球交換等の作業）
- 夜間対応型訪問介護の充実（老々介護等の高齢者世帯増によるサービス不足対応）
- 成年後見の利用促進（実際に利用している人は少ない）

オ 介護支援専門員の課題

介護支援専門員の業務を行う上で課題として考えていることについては、「困難事例のケアマネジメント(※)の方法が分からない」、「医療機関との連携がうまくとれない」がそれぞれ29.4%、「利用者および家族がサービスの必要性を理解していない」が26.5%、「サービス事業者に関する情報が少ない」が20.6%、「サービス事業者に関する情報が少ない」が20.6%となっています。

◆介護支援専門員として業務を行う上での課題



<課題>

- 介護支援専門員のさらなる質の向上、自己評価を高めるためのスキルアップと業務分掌の調整
- 短期入所、夜間対応等、不足しがちなサービスの提供増への取組みと補完対応
- 現場の声を活用した保健福祉サービスの拡充
- 困難事例への対応と解決に向けた、ケーススタディの蓄積と活用
- 個々の認定者が本当に必要なサービスについての理解の促進
- 医療連携、サービス事業者同士の情報交流等、円滑で効果的な利用を促進するための包括的なケアマネジメント支援体制の確立

第3章 計画の基本的な考え方

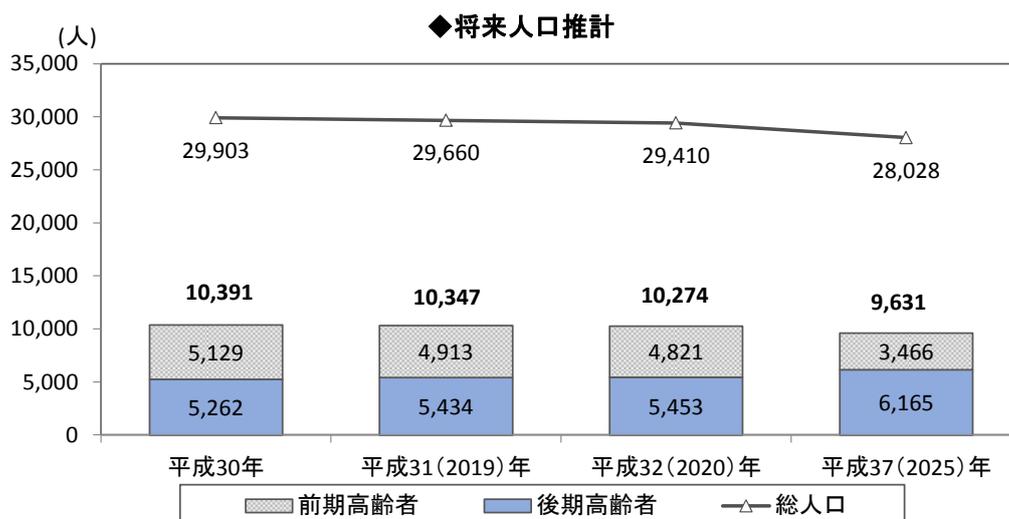
1 平成37（2025）年の相生市の高齢者を取り巻く姿

（1）高齢者数の推計

人口推計は、平成25年から平成29年の各年9月末の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法(※)にもとづいて推計しています。

総人口は、減少傾向にあり、本計画の計画期間が終了する平成32（2020）年度には29,410人、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には28,028人になる見込みです。

また、高齢者人口は、平成30年に最大となり、それ以降は減少する見込みですが、要介護率が高くなる後期高齢者は増加し、平成37（2025）年には6,165人になる見込みとなっています。



単位:人

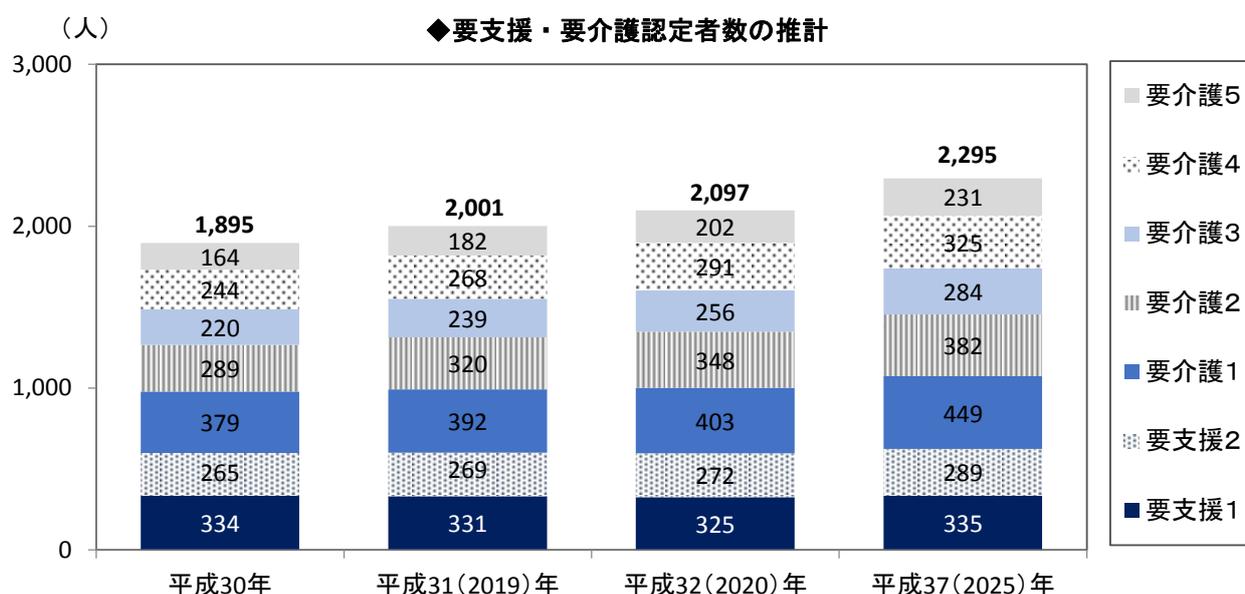
	平成30年	平成31(2019)年	平成32(2020)年	平成37(2025)年
推計総人口	29,903	29,660	29,410	28,028
第2号被保険者(※)	8,989	8,901	8,830	8,745
第1号被保険者	10,391	10,347	10,274	9,631
65～69歳	2,605	2,314	2,079	1,527
70～74歳	2,524	2,599	2,742	1,939
75～79歳	2,077	2,214	2,159	2,473
80～84歳	1,520	1,554	1,582	1,789
85～89歳	965	959	998	1,103
90歳以上	700	707	714	800
高齢化率	34.7%	34.9%	34.9%	34.4%
後期高齢化率	17.6%	18.3%	18.5%	22.0%

(2) 要支援・要介護者数の推計

要支援・要介護認定者数については、いずれの要介護（要支援）度においても増加傾向の見込みです。

本計画の計画期間が終了する平成32（2020）年には2,097人となる見込みであり、要介護2以上の重度者が52%を超える見込みとなっています。

また、平成37（2025）年では、要介護者数は2,295人となり、要介護2以上の方については、53%を超える見込みとなっています。



(3) 高齢者世帯の推移と推計

「65歳以上高齢単身者世帯」、「高齢夫婦世帯」のいずれも、平成12年から増加傾向で推移しており、平成37(2025)年には65歳以上高齢単身者世帯が2,183世帯、高齢夫婦世帯が2,164世帯と、平成12年の約2倍に達すると見込まれています。一般世帯数に占める「65歳以上高齢単身者世帯」、「高齢夫婦世帯」の割合は、兵庫県、国と比較して高くなっています。

◆高齢者世帯の推移と推計

		一般世帯数	65歳以上の 高齢単身者世帯数	割合	高齢夫婦世帯数 (夫婦とも65歳以上)	割合
相生市	平成12年	11,945	1,119	9.4%	1,058	8.9%
	平成17年	11,817	1,294	11.0%	1,283	10.9%
	平成22年	12,122	1,502	12.4%	1,542	12.7%
	平成27年	12,131	1,825	15.0%	1,788	14.7%
	平成32 (2020)年	11,837	2,005	16.9%	1,977	16.7%
	平成37 (2025)年	11,595	2,183	18.8%	2,164	18.7%
兵庫県	平成12年	2,035,097	151,276	7.4%	132,722	6.5%
	平成17年	2,128,963	194,292	9.1%	168,311	7.9%
	平成22年	2,252,522	239,227	10.6%	206,268	9.2%
	平成27年	2,312,284	286,374	12.4%	251,689	10.9%
国	平成12年	46,782,383	3,032,140	6.5%	2,826,806	6.0%
	平成17年	49,062,530	3,864,778	7.9%	3,583,526	7.3%
	平成22年	51,842,307	4,790,768	9.2%	4,339,235	8.4%
	平成27年	53,331,797	5,927,686	11.1%	5,247,936	9.8%

※高齢単身者世帯数、高齢夫婦世帯数の推計方法は、

- ①一般世帯数の推計方法：平成12年～27年までの各年の総人口に占める一般世帯数の割合を求め、各年の伸び平均値を算出、平成27年の総人口に占める一般世帯数の割合に伸び平均値を加算した割合で平成32(2020)年の推計人口を乗算して一般世帯数を求めています。平成37(2025)年は平成32(2020)年の割合に伸び平均値を加算しています。
- ②高齢単身者世帯数の推計方法：平成12年～27年までの一般世帯数に占める高齢単身者世帯数の割合を求め、各年の伸び平均値を算出、平成27年の高齢単身者世帯数の割合に伸び平均値を加算した割合で平成32(2020)年の一般世帯数を乗算して高齢単身者世帯数を求めています。平成37(2025)年は平成32(2020)年の割合に伸び平均値を加算しています。
- ③高齢夫婦世帯数の推計方法：上記②と同じ方法で算出しています。

資料：総務省（国勢調査）

(4) 認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者数の推移と推計

認知症日常生活自立度Ⅱ(※)以上の認定者数は増加傾向にあり、平成32(2020)年では1,207人、平成37(2025)年には1,356人に達する見込みです。

認定者数(全体)に占める自立度Ⅱ以上の割合をみると、平成37(2025)年には6割を超える見込みです。

◆認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者数の推移と推計

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31 (2019)年	平成32 (2020)年	平成37 (2025)年
認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数(人)	992	1,006	1,014	1,070	1,141	1,207	1,356
要支援1	73	69	64	67	65	64	67
要支援2	39	48	47	49	50	50	53
要介護1・2	386	399	422	427	453	474	534
要介護3～5	494	490	481	527	573	619	702
認定者数(全体)に占める自立度Ⅱ以上の割合(%)	54.6	58.2	58.6	57.6	58.3	59.1	60.6
要支援1	17.6	22.8	21.1	20.5	20.2	20.5	20.9
要支援2	18.1	19.3	18.9	18.7	18.9	18.7	18.7
要介護1・2	63.1	65.0	68.7	64.8	64.3	63.8	65.0
要介護3～5	85.6	87.0	85.4	86.3	86.0	85.9	86.7

2 基本理念

本計画は、「相生市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」の後継計画として位置づけられるものであり、長期的な目標像である基本理念は、これを引き継ぐ必要があることから、本計画においても高齢者が安心して暮らし続けることのできる社会を目指し、前期計画を継承して基本理念を次のように設定します。

地域で理解しあい、助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち

3 基本方針

基本理念である「地域で理解しあい、助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち」を実現するため、「地域包括ケアシステム」の推進を目指し、前期計画の現状と課題を踏まえながら下記の7つの基本方針を設定します。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにするため、地域包括ケアシステムを一層推進していきます。

中核的な機関である地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの機能の充実を目指し、地域と保健・医療・介護・福祉との連携を強化していくことで、高齢者に対して適切なコーディネートができるよう努めるとともに、相談支援体制の充実に取り組みます。

市では、社会福祉協議会と連携し、ふれあいいきいきサロンをはじめとした住民相互の支えあい活動を推進します。さらに、新たな地域人材の参加を求め、高齢者をはじめとした地域住民が地域活動に参加し、支援が必要な人を支えていくことができる環境づくりを推進します。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していけるよう、多様なサービス主体によるサービスの確保に努めるとともに、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等のさまざまな局面で、医療との連携を図ることができる体制整備に取り組みます。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

市は、平成29年4月から予防給付の訪問介護・通所介護サービスを地域支援事業(※)へ移行し、地域の実情に応じたサービスを創設し、介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。従来の予防給付に相当するサービスのほか、市独自基準によるサービス、短期集中型サービス等、多様なサービスを実施しています。サービス内容や担い手の研修体系等の見直しを行うとともに、新たな担い手を確保するための施策を進めます。

高齢者が、生涯にわたり心身ともに健康でいるための健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

(3) 生きがいづくりや社会参加の推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも役割や生きがいを持ちながら過ごすことができるよう、生涯学習活動や社会参加活動の支援を行います。また、高齢者が培ってきた豊かな知識や経験等を社会で活かすことができるよう、就労の機会の確保や高齢者が働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

(4) 認知症対策の充実

今後、増加が懸念される認知症高齢者(※)に適切に対応するため、認知症に対する正しい理解の普及や地域での支援体制を整備し、早期の予防・早期発見に努めます。また、早期発見後、早期の診断・治療につながるよう、かかりつけ医との連携のもと、医療と介護が一体化した認知症の人への支援体制づくりに取り組みます。

(5) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者に対する虐待が起こらないよう、また、虐待の早期発見及び早期通報ができるよう、高齢者虐待に関する知識や理解の普及・啓発に取り組むとともに、成年後見制度(※)

及び福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）（※）を周知し、高齢者の権利擁護（※）に取り組みます。

また、認知症高齢者は消費者トラブルの対象になりやすいことから、消費者保護対策に取り組みます。

（6）安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくことができるよう、相談体制を強化するとともに、その人の実情に応じた様々なサービスを提供して地域生活を支援します。

また、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、24時間対応サービスの整備を目指します。

高齢者をはじめ、誰もが安心、快適に暮らすことができるよう、ユニバーサル社会（※）づくりを推進するとともに、居住環境の整備を行います。また、災害時、緊急時における高齢者支援の強化に努めます。

（7）介護保険サービスの適切な運営と充実

重度の要介護者、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加等を踏まえ、高齢者や家族が安心して介護保険サービスを利用できるよう、介護保険制度の円滑な運営を目指し、介護サービスの充実や介護サービスの質の向上に取り組みます。

また、利用者がサービスを円滑に利用できるよう、要介護認定を適切に行い、サービス選択に対する支援、低所得者への支援を図ります。

さらに、必要な人に必要なサービスを提供するため、介護給付費等の適正化に取り組みます。

4 施策体系

基本理念	基本方針	基本的な施策の方向
地域で理解しあい、 助けあい、 支えあい 絆をつなぐ あいのまち	1 地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化
		(2) 相談支援体制の充実
		(3) 地域で支えあう仕組みづくりの推進
		(4) 見守り体制の整備
		(5) 地域ケア会議の充実
		(6) 小地域での助けあいの推進
		(7) 医療と介護連携の強化【重点項目】
		(8) 介護に取り組む家族等への支援
	2 健康づくりと介護予防の推進	(1) 健康づくり・生活習慣病(※)予防の推進
		(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実【重点項目】
	3 生きがいづくりや社会参加の推進【重点項目】	(1) 高年クラブ活動の推進
		(2) 生涯学習の充実
		(3) レクリエーションスポーツ活動の推進
		(4) 生きがい交流センターの活用
		(5) 高齢者の就労促進
	4 認知症対策の充実	(1) 認知症ケアネット(※)の活用の推進
		(2) 認知症の早期予防・発見の推進
		(3) 認知症地域医療連携、認知症への早期対応の推進
		(4) 認知症及び若年性認知症の正しい理解の普及と支援体制の構築
	5 高齢者の権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の普及
		(2) 高齢者虐待防止等の推進
		(3) 消費者保護対策の推進
		(4) 福祉意識の醸成
	6 安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり	(1) 高齢者等にやさしいまちづくりの推進
		(2) 居住環境の整備
		(3) 災害時、緊急時における高齢者支援の強化
		(4) 在宅生活の支援
	7 介護保険サービスの適切な運営と充実	(1) 介護サービスの充実
(2) 介護サービスの質の向上		
(3) サービスを円滑に利用するための支援		
(4) 介護給付適正化の推進【重点項目】		
(5) 介護人材の確保に向けた取組み		

※【重点項目】…平成29年の法改正により、市町村の介護保険事業計画に、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関し、市町が取り組むべき施策に関する事項」と「その目標に関する事項」を記載するよう努めることが定められました。

本市では、これらの事項を重点項目として位置づけ、さらに強化して取り組んでいきます。

第4章 施策の展開

今般の介護保険制度の改正を踏まえ、地域包括ケアシステムの中核として、地域包括支援センターの機能強化を図り、医療・介護・予防・福祉・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要があります。

また、高齢者施策の展開に向けては、国では地域共生社会の実現が提唱されています。地域共生社会は、“高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会”と定義されており、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みづくりに向け、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築が求められています。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けては、住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備することとされています。また、地域丸ごとのつながりを強化していくためには、地域で支えあう仕組みづくりや見守り体制の整備等が必要とされています。

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

ア 地域包括支援センターとの連携強化

現状と課題

本市では、地域包括支援センターを1箇所設置し、日常生活圏域ごとに設置した在宅介護支援センターをブランチと位置づけ、さまざまな関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。平成27年度からは、新たに在宅医療(※)・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等に係る事業が、地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられています。そのため、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、関係機関との協力・連携体制の強化に努める必要があります。

【地域包括支援センター機能強化の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
市と包括の定例会	3回	12回	12回
在介連絡会	5回	12回	12回

今後の方向性

日常生活圏域ごとの課題を解決していくため、今後も地域包括支援センター内に圏域ごとに担当者を配置し、在宅介護支援センターに加え、社会福祉協議会との連携を強化していきます。

イ 適切な介護予防ケアマネジメントの推進

現状と課題

地域包括支援センターにおいて、要支援認定者等のニーズに合う介護予防や日常生活支援が介護予防と自立支援の視点を踏まえ、高齢者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを推進しています。また、介護予防ケアマネジメント等を居宅介護支援事業所の介護支援専門員に委託する場合、サービス担当者会議に必ず地域包括支援センター職員が同席し、適切なケアマネジメントを実施するよう指導する必要があります。

【介護予防ケアマネジメントの状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
件数	8,231 件	7,942 件	7,920 件
居宅への委託件数	2,287 件	2,583 件	2,520 件

今後の方向性

介護保険制度が目指す「個人の尊厳の保持」と能力に応じた「自立支援」の理念を実現するため、適切なケアマネジメントを推進し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。また、ケアプラン(※)点検において、市職員が介護支援専門員の作成したケアプラン等を一緒に確認することにより、介護支援専門員の悩み・つまずきを把握し、自立支援に向けたケアプラン作成への支援を行います。

高齢者自身が、状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組みを生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援します。

また、高齢者自身が、地域における社会的役割を果たせる活動を継続することにより、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続ける等、「心身機能」、「活動」、「参加」の視点を踏まえた内容となるよう支援していきます。

ウ 地域包括支援センターへの支援強化

現状と課題

地域包括支援センターの運営が効果的かつ継続的にできるよう、地域包括支援センター運営協議会による継続的な評価・点検の強化に努めています。また、日常生活圏域ごとに在宅介護支援センターを設置し、身近な場所の相談拠点として、地域の要援護高齢者やその家族等の福祉の向上を図っています。引き続き、地域包括支援センターの業務内容や体制の改善を図るため、定期的な点検・評価について実施する必要があります。

【地域包括支援センター運営協議会の開催状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
回数	3 回	3 回	3 回

今後の方向性

今後も、地域包括支援センター職員自らが、自身の職務や役割を明確にするため、PDCAサイクルによる点検・評価を取り入れた業務展開を継続していきます。

エ 地域包括支援センター職員の確保と資質の向上

現状と課題

地域包括支援センターの果たすべき役割が増えている中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者等の増加により、地域包括支援センターで対応すべき問題が多様化、複雑化しています。そのため、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう、適切な人員体制の確保に努めるとともに、各種研修等への参加を通じて、センター職員一人ひとりの知識や技術の向上が図れるよう、継続して取り組んでいく必要があります。

【スキルアップ研修・講習等の受講状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
回数	161 回	111 回	120 回

今後の方向性

地域包括支援センター職員間で、自立支援に資するケアマネジメントが実践でき、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して指導・助言できるよう、継続的にスキルアップを図っていきます。

(2) 相談支援体制の充実

ア 相談支援体制の整備

現状と課題

高齢者とその家族が安心して暮らし続けていくことができるよう、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを中心に、介護保険制度、介護予防、権利擁護等の保健・福祉等、全般の総合的な相談支援体制の充実を図っています。

また、平成29年4月より「地域包括支援センター」と「障害者基幹相談支援センター」を同フロアに設置し、高齢者と障害者の属する世帯が抱える問題を一体的に支援する体制の整備を行いました。

さらに、市の介護・保健・福祉の担当窓口や関係機関との連携を強化し、地域における適切なサービス、機関又は制度利用につなげる等の支援を進めていく必要があります。

【相談支援体制の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
地域におけるネットワークの推進	112件	165件	200件
包括による実態把握	77件	251件	350件
総合相談	1,103件	1,344件	2,000件
在介による実態把握等	575件	806件	850件

今後の方向性

在宅介護支援センターを日常生活圏域ごとに設置したことにより、身近な相談窓口としての機能を有し、地域の民生委員・児童委員(※)とも連携が図れています。専門職だけでなく、地域住民との関係性を構築し、相談しやすい機関としていくとともに、個別相談から地域課題の抽出へのルートを確立していきます。

さらに、福祉・保健・医療等さまざまな相談に柔軟に対応できるよう、福祉の総合相談窓口（ワンストップサービス）の設置について検討していきます。

イ 地域包括支援センターの周知

現状と課題

地域包括支援センターが、介護・福祉・健康・医療等の相談窓口として、広く住民に活用されるよう、様々な機会を通じて周知に努め、より身近な相談窓口となるよう、さらなる普及啓発を図る必要があります。

今後の方向性

地域包括支援センターの職員が、個別ケアだけでなく地域ケアへ積極的に関わり、地域の集まり（サロンやいきいき百歳体操等）へ参加し、身近な相談先として認知されるよう努めます。

ウ 生活自立相談窓口の設置

現状と課題

家族の病気やひきこもり等、何らかの事情で経済的な困窮状態に陥っている人（生活困窮者）を対象に、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施しています。ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し支援につながらないまま孤立してしまう状況が生じています。

【生活自立相談の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
相談件数	80 件	102 件	100 件
内 65 歳以上の高齢者数	22 件	48 件	50 件

今後の方向性

「高齢者実態把握調査」を実施している在宅介護支援センターと民生委員・児童委員が連携し、地域に埋もれている課題をもった家庭への早期対応を目指します。

エ 高齢者の実態把握

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、高齢者の生活状態等を把握し、心身の状況悪化や孤立の状況等の早期発見、早期対応を目的として在宅介護支援センターによる実態把握を行っています。支援が必要な人は、速やかに適切な機関（認知症初期集中支援チーム・地域ケア会議等）へつないでいます。しかしながら、専門職だけが関わり解決するのではなく、地域とのつながりを断ち切らず支援していくことが必要です。

今後の方向性

支援が必要な人に対し、専門職だけでなく地域住民も巻き込みながら、支援・見守り体制を構築していく方法を検討していきます。

(3) 地域で支えあう仕組みづくりの推進

ア 多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備

現状と課題

地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向け、地域資源の把握を行い、介護予防・生活支援サービスの一つである住民主体による支援として社会福祉法人やNPO(※)等の多様な主体の参画による連携体制を構築するとともに、地域における介護予防・生活支援サービスの充実に取り組んでいます。

また、第1層(市全体)の生活支援コーディネーター(※)を配置し、地域に不足しているサービス・支援体制の創出や担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報提供やサービス提供者間の連携の体制づくりを行っています。介護保険サービスだけでなく、多様な主体による支援が必要となります。

今後の方向性

日常生活圏域ごとに第2層の生活支援コーディネーター(協議体(※))を配置し、住民と多様な資源をつなげるための仕組みを作っていきます。

イ 住民の自主活動支援や地域づくりの支援

現状と課題

介護予防に資する住民の自主的な活動や、社会福祉協議会による「ふれあいいいきサロン」の活動を支援するとともに、保健センターが開催する介護予防講座等に講師を派遣する等、身近な場所での介護予防の取組みの充実に図り、住民の自主的な介護予防活動の育成や継続を支援しています。

また、「いきいき百歳体操」を活用した自主活動グループの立ち上げ支援等を通して、地域における高齢者の通いの場を住民との連携により普及・拡大し、介護予防に向けた地域づくりを推進しており、継続して住民の自主的な活動を支援する必要があります。

今後の方向性

地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び社会福祉協議会の三者連携による取組みの活用や、第2層の生活支援コーディネーターを中心とした、地域資源の把握・開発やネットワーク化により、住民の自主的な活動を支援していきます。

また、地域密着型サービス事業所等を「地域住民の活動拠点」とし、事業所の交流スペース等を利用し、地域住民との交流を深められるよう働きかけます。地域住民が定期的に事業所を訪問するきっかけづくりを支援し、顔なじみになった地域住民が、サービス利用者への「話し相手」や「外出支援」等を行うボランティアの担い手となるべく支援していきます。

ウ シルバー人材センターによる生活の支援

現状と課題

さまざまな生活支援ニーズに対応していくため、行政サービスだけでなく、地域の高齢者が働くことを通じて生きがいをもち、地域社会の活性化のための組織であるシルバー人材センターが生活支援サービス「まごころサービス」を実施しています。

「まごころサービス」は、掃除、食事づくり、洗濯等の家事支援、見守り、話し相手等の生活支援、散歩、買い物、通院等の外出支援等、高齢者等の日常の困りごとを支援するサービスとなっています。さらなるサービスの充実のため、会員確保に向けた働きかけ等の支援を行う必要があります。

今後の方向性

サービスの担い手となるシルバー人材センターの会員の確保への働きかけに向け、関係部署と協議していきます。さらに、事業の積極的な普及啓発を行います。

(4) 見守り体制の整備

ア 見守りSOSネットワーク事業の推進

現状と課題

行方不明になるおそれのある高齢者等の日頃の見守り体制及び所在が不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できる見守りSOSネットワーク事業を推進していきます。事業の目的や必要性を地域住民に普及啓発していく必要があります。

【見守りSOSネットワークの状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
事前登録者	15人	19人	25人
見守り協力機関登録事業所	20箇所	55箇所	65箇所

今後の方向性

定期的な協力機関の連絡会や地域での見守り声かけ訓練を継続して実施するとともに、見守りSOSネットワークの普及啓発に取り組み、協力機関の増加に向けて働きかけをしていきます。また地域住民に対し、事業の目的や必要性の普及啓発に努めます。

イ 地域における見守り活動の推進

現状と課題

民生委員・児童委員や民生・児童協力委員を中心とした地域住民相互の見守り体制や、認知症サポーター(※)による見守り活動を推進するための支援に努めています。今後は、専門職等支える側の人数が減少していくため、地域住民同士の支え合い(互助)が必要になってきています。

今後の方向性

社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携を図り、小地域のネットワークづくりを進めていくとともに、ふれあいいきいきサロンを支援していきます。

さらに、ボランティアグループ等の民間団体への情報提供や社会貢献活動への参加を促し、福祉コミュニティ(※)の充実を図っていきます。

介護保険の地域密着型事業所を地域住民の活動拠点として位置づけ、地域住民の力を活用し、地域の中での見守り体制の構築を目指します。

(5) 地域ケア会議の充実

ア 地域ケア会議の実施

現状と課題

地域包括支援センターによる「地域ケア会議」を定期的で開催し、支援方法等の検討を通じ、多職種協働によるケアマネジメント支援や地域課題の把握、地域のネットワーク構築につなげるとともに、地域課題解決に向けた施策の検討を図り、地域包括ケアシステムの実現を目指しており、この取組みを継続する地域づくりを行う必要があります。

また、地域ケア会議を通じて、介護支援専門員の資質向上に取り組んでいます。

【地域ケア会議の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
地域ケア会議 (ケアマネ支援会議)	10 回	9 回	2 回
つながり会議	-	3 回	1 回
地区民協	18 回	16 回	8 回

今後の方向性

地域・全市の地域ケア会議の実践を積み、地域課題の把握から地域資源開発、政策形成に結びつけ、地域づくりを進めます。

(ア) 自立支援型地域ケア会議（平成 30 年度以降実施予定）

自立支援型地域ケア会議では、比較的軽度の介護保険新規サービス利用者を対象に、多職種（保健師・リハ職・栄養士・歯科衛生士・薬剤師・医師等）の助言者による、「自立支援」に向けたプランの作成を支援します。多職種が「自立支援」について検討することで、「自立支援」の規範的統合を図ります。

(イ) つながり会議（地域ケア個別会議）

つながり会議では、地域に出向き、その「個人」につながる家族や地域の人、また専門職が集まり、その「個人」が住み慣れた地域で生活していくためにどうしていけば良いのかを議論します。専門職だけではなく、地域住民が参加することにより、「地域包括ケアシステムの構築」、「生活支援」にもつながります。今後は、平成 30 年度以降に設置予定の第 2 層の生活支援コーディネーター、さらに第 3 層になりうる地域住民を巻き込みながら、継続実施していきます。つながり会議では解決できない課題については、市全体会議である地域包括ケアシステム推進会議や他の会議体への課題提起等を行います。

(ウ) ケアマネ支援会議

介護支援専門員の抱える事例について、多職種により協議し、支援の方法等を議論します。平成 29 年度までは定例的に行ってきましたが、平成 30 年度以降は、「自立支援型地域ケア会議」を定例化し、「ケアマネ支援会議」は必要時に開催することとします。

(エ) 地域包括ケアシステム推進会議

地域からの課題提起を踏まえ、庁内で課題の整理・調整し、地域包括ケアシステム推進会議において、市で取り組むべき課題解決に向けた検討を行います。

(6) 小地域での助けあいの推進

ア 支えあい活動の推進

現状と課題

社会福祉協議会及びその支部、福祉委員、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、ボランティア等が中心となって、小地域の福祉ネットワークづくりや地域住民相互の支えあい活動の推進に取り組んでおり、さらなる連携による活動の充実を図る必要があります。

今後の方向性

社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携を図り、小地域福祉ネットワークづくりを進めていくとともに、地域住民が支えあい活動に参加してもらえるよう働きかけていきます。さらに、ボランティアグループ等の民間団体への情報提供や社会貢献活動への参加を促し、福祉コミュニティの充実を図っていきます。

イ ふれあいいきいきサロン事業の推進

現状と課題

社会福祉協議会では、地域の支えあいを目指し、ふれあいいきいきサロンの実施を推進しています。ふれあいいきいきサロンは、地域における高齢者の居場所や交流の場、地域の見守りの場としての機能を持ち、住民が主体となって実施されています。

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、地域の高齢者が参加しやすいよう工夫していくことが必要です。

【ふれあいいきいきサロンの状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
サロン数	22 箇所	20 箇所	20 箇所
実施回数	243 回	218 回	220 回

今後の方向性

生活支援コーディネーターと連携しながら、必要な高齢者が参加できるよう支援していきます。

ウ ボランティア活動の推進

現状と課題

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、ボランティア等による「介護予防」、「生活支援」が一層求められていることから、高齢者が地域とのつながりの中で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会が実施しているボランティア活動の支援を推進し、見守りや相互支援のネットワークの構築に努めています。住民の生活課題が多様化・複雑化する中で、ニーズに沿ったボランティアを確保するため、新たなボランティア活動者の拡充が必要です。

【ボランティア講座の状況】

年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度（見込）	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
傾聴ボランティア入門講座	4回	30人	-	-	4回	66人
傾聴ボランティア中級講座	-	-	1回	22人	-	-
移送サービスボランティア講座	3回	32人	3回	23人	2回	20人
あいおい運転ボランティア研修会	2回	33人	1回	13人	1回	13人
男性ボランティア講座	2回	29人	2回	92人	-	-
高齢者等の外出付き添いボランティア講座	2回	98人	-	-	-	-
生活支援・介護予防サポーター養成講座	-	-	2回	92人	〔実施予定〕	

今後の方向性

地域包括ケアシステムの構築に向けて、「介護予防」、「生活支援」の観点から、高齢者の在宅生活を支えるべく、関係機関と連携を図りながら、社会福祉協議会が主体となる住民のニーズに沿ったさまざまなボランティア活動の支援を行います。

また、高齢者の豊富な知識や経験を生かし、「自分はこんなことができる」、「地域に役立つ活動してみたい」等の思いを持った高齢者の活力をボランティア活動につなげていきます。不足しているボランティアを補うため、ボランティア活動のきっかけとなる施策を検討します。

(7) 医療と介護連携の強化【重点項目】

ア 医療と介護の連携強化

現状と課題

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会の実現に向け、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

市は、地域包括ケアシステムの構築を目指す取組みの一環として、住民が安心して自宅で療養生活をおくることができる体制を整備する必要があります。医療職・介護職等の多職種が参加する在宅医療・介護連携推進協議会で市の医療・介護提供体制のあるべき姿（目標）や進め方の全体像を協議・共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策展開を図っています。

【医療と介護の連携の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
病院・在宅連携 推進会議	2 回	2 回	2 回
在宅医療・介護 連携推進会議	-	-	4 回

今後の方向性

平成 37（2025）年に向けて、在宅の訪問診療や訪問看護の需要量を調査・推計し対策を検討していきます。また、住民に対しても「在宅療養・介護」、「在宅看取り」の可能性について周知していきます。

施策にかかる目標の設定

<在宅医療・介護連携の推進>

【入退院時における医療機関とケアマネジャー(※)の連携の割合】

現状値

74.7 %

(平成 29 年)

目標値

80.0 %

(平成 32 (2020) 年)

※医療との連携に関するアンケート調査

(ア) 「在宅医療」の普及啓発

平成28年度に兵庫県が策定した地域医療構想では、西播磨地域における平成37(2025)年の在宅医療需要(患者数)は、平成25年の約1.8倍と見込まれています。また現状では、医療機関の療養病床への入院患者が、平成37(2025)年には、後期高齢者数の増加等により、在宅へ復帰することが余儀なくされることが予測されています。日常的な医学的管理と適切な介護を提供することで、自宅での療養生活を可能とする「在宅医療」が、在宅医療・介護連携の推進に合わせて広く普及されていく必要があります。

こうした背景のもとで、人生の最終段階を住み慣れた自宅で過ごしたいという高齢者の願いに応え、高齢者が療養生活のあり方を自ら選択した上で、安心して在宅での生活を継続できるよう、地域包括支援センター、介護支援専門員等を通じて「在宅医療」の普及啓発を図ります。

(イ) 地域の医療・介護資源の把握

高齢者が、在宅で療養生活をおくるための地域資源について知り、自分の状態に合う医療や介護サービスを本人が主体的に選択できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力のもとマップ・リストの作成に取り組みます。またその情報を活用して情報提供を行うとともに、医療・介護関係者の情報共有を支援します。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

本人の意向や心身の状態、住環境、家族の介護力等、一人ひとりの状況に沿った適切な医療・介護を提供できるよう、医療職・介護職のネットワークづくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら在宅医療や在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。

(エ) 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

個別の患者情報に関する医療機関と介護支援専門員との連携を図るため、医療と介護の連携シート等既存の連携ツールの活用を図ります。

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

疾病や加齢等により、医学的管理の下で療養生活をおくることになった高齢者や家族、医療・介護関係者に、入院・外来の他に「在宅医療」という選択肢があることや在宅医療を支える様々な地域資源について案内するため、「在宅療養のための医療資源マップ・リスト」の作成に取り組みます。また、入院・転院・退院時の相談にきめ細かく対応するための関係者間のネットワークづくりについて検討します。

(カ) 医療・介護関係者の研修の充実

医療と介護の両方を必要とする高齢者に適切な医療と介護が提供されるよう、医療職は高齢者の生活や介護面を考え、介護職は高齢者の心身の状態を医療面も含めて正しく知ることができるよう、医療職と介護職等が相互の専門性や役割を学ぶ多職種連携研修等の取組みを検討します。また、「自立支援型地域ケア会議」を活用し、多職種間で顔の見える関係を築くとともに、高齢者の在宅生活を支えるための事例の積み上げをしていき、多職種が「自立支援」への共通認識を持ちながら、医療・介護連携の実践スキルや知識の向上を図ります。

(8) 介護に取り組む家族等への支援

ア 介護用品支給事業

現状と課題

介護用品支給事業は、在宅での家族介護の精神的及び経済的負担軽減を図るため、在宅の寝たきりや認知症高齢者を介護している家族に対し、年10万円の範囲内で介護用品（おむつ・尿とりパット・清拭剤・使い捨て手袋等）を支給する事業です。

適切な家族介護が図られるよう、周知強化に努めながら制度のあり方を検討し、利用促進を図る必要があります。

【介護用品支給事業の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用人数	12人	9人	13人

今後の方向性

介護用品支給事業は、精神的にも経済的にも介護者の負担軽減としての効果があると考え、今後も制度の見直しを行いながら事業を継続して実施していきます。

イ 家族介護慰労金支給事業

現状と課題

家族介護慰労金支給事業は、過去1年間介護サービスを受けることなく家族で介護をしている家庭に、年額12万円の慰労金を支給する事業です。制度のあり方を検討しながら、適切な家族介護の支援を図る必要があります。

【家族介護慰労金支給事業の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用者数	2人	2人	2人

今後の方向性

家族介護慰労金支給事業は、経済的に介護者の負担軽減としての効果があると考え、今後も制度の見直しを行いながら事業を継続して実施していきます。

ウ 徘徊高齢者等家族介護支援サービス事業

現状と課題

徘徊高齢者等家族介護支援サービス事業は、徘徊行為が認められる認知症等の高齢者を介護している家族に対し、徘徊した際に早期発見できる位置検索システム専用端末機を貸与する事業です。専用端末機は小型化が進み、位置検索の精度もあがっていることを周知し、適切な利用につなげる必要があります。

関係機関と連携して、さらなる有効的な見守り支援を検討し、徘徊のおそれがある高齢者の保護に取り組んでいます。

【徘徊高齢者等家族介護支援サービス事業の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
新規申請者	0人	1人	3人

今後の方向性

広報紙への掲載等により、さらなる事業の周知を図ります。

エ 介護マーク普及啓発事業

現状と課題

介護する人が周囲から偏見や誤解を受けないよう、介護マークにより介護中であることを周囲に示し、介護環境の向上を図っています。

介護マークについて、広報紙や居宅介護支援事業所を通じて、介護者へ周知するとともに、介護をする人にやさしい社会の実現に向けて、引き続き普及啓発に努める必要があります。

【介護マーク普及啓発事業の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
ポスター配布	93件	—	—
市民向け講座で説明	24回	19回	20回

今後の方向性

広報紙、居宅介護支援事業所等によるさらなる普及啓発を図り、継続して実施します。

オ 介護者同士のつどいの場の充実

現状と課題

社会福祉協議会は、介護者同士が気軽に集え、情報交換の場となることを目的に介護者のつどい「あ・うんの会」の運営を行っています。

新規の会員が気軽に参加できるよう働きかけていくことが必要です。

【介護者同士のつどいの場の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
定例会・交流会実施回数	13回	12回	12回
参加者数	290人	143人	200人
会員数	18人	18人	18人

今後の方向性

社会福祉協議会と連携し、介護者の拠り所となるよう、広報紙や介護支援専門員等からの紹介等を通じて、必要な人が利用できるよう周知に努めていきます。

カ ショートステイ等の充実

在宅介護の継続を支援するとともに、家族介護者の負担軽減を図るため、既存施設に空床利用のショートステイを実施するよう働きかけます。

キ 相談、傾聴、助言等の支援

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、さらに、平成29年4月から設置している、子育て世代包括支援センター、障害者基幹相談支援センターが連携し、仕事との両立や経済的な困難を抱える人、10代や20代の若年層介護者（ヤングケアラー）、介護と子育てを同時に行う人（ダブルケアラー）等、様々な問題を抱える相談者に対する支援体制の充実に努めます。

ク 情報提供や介護技術の講習等の充実

基礎的な介護の知識や技術が気軽に学べる社会福祉法人による家族介護教室のさらなる充実や、お元気コールやあんしん見守り事業等、介護者が安心して介護を続けることができるよう、支援の充実に取り組みます。

2 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

ア 健康教育「集団健康教育・個別健康教育」

現状と課題

生活習慣病予防、健康増進等、市民の健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高めるとともに、壮年期からの健康の保持増進を図るため、保健センター、各地区公民館等で健康教育を実施しており、継続して健康づくりの普及に努める必要があります。

【健康教育：集団健康教育・個別健康教育の状況】

年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(見込)	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
骨粗しょう症	2回	117人				
病態別	23回	328人	17回	217人	15回	200人
一般	5回	145人	11回	316人	10回	200人

今後の方向性

健康増進法に基づく健康増進事業を推進するため、正しい情報の提供に努め、健康づくりの普及啓発を促進します。

イ 健康相談

現状と課題

心身の疲労や体調の異常を感じる人が多くなっている現状の中で、個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行うことで、より広く家庭における家族を含めた健康増進を図ることを目的に、保健センター、各公民館等で健康相談を実施しており、継続して行う必要があります。

【健康相談の状況】

年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(見込)	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
高血圧	1 回	72 人	1 回	100 人	1 回	118 人
歯周疾患	13 回	435 人	13 回	311 人	13 回	329 人
骨粗しょう症	1 回	186 人	1 回	139 人	1 回	100 人
病態別	7 回	307 人	4 回	302 人	4 回	430 人
総合健康相談		590 人		582 人		500 人

今後の方向性

健康増進法に基づく健康増進事業を推進するため、継続して実施していきます。

(ア) 健康診査「特定健康診査」

現状と課題

健康診査は、疾病の早期発見だけでなく、生活改善のきっかけづくりをすることで健康の維持増進を図ることを目的として実施しています。

基本健康診査は、平成 20 年度より開始となった特定健康診査を含め、市民が受診しやすいよう、市内の小学校等、市民に身近な会場で実施しています。また、がん検診（胃・肺・大腸・前立腺）、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診も同時に受診できるようにセット検診に取り組んでおり、生活習慣病予防のため、継続して実施する必要があります。

【健康診査の受診状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
受診者数（特定健康診査）	3,224 人	3,136 人	3,016 人
受診者数（後期高齢者）	895 人	886 人	928 人

今後の方向性

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく生活習慣病予防のため、継続して実施していきます。

(イ) 健康診査：がん検診

現状と課題

胃がん、肺がん、大腸がん及び前立腺がんは、基本健康診査と同時にできるようにセット検診に取り組んでおり、この取組みを継続する必要があります。

【がん検診の受診状況】

年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度（見込）	
	対象者数	実施人数	対象者数	実施人数	対象者数	実施人数
胃がん	11,461 人	1,273 人	11,336 人	1,098 人	11,336 人	959 人
肺がん	11,461 人	2,653 人	11,336 人	2,653 人	11,336 人	2,534 人
乳がん	7,016 人	1,002 人	7,016 人	720 人	7,016 人	420 人
子宮がん	8,504 人	662 人	8,015 人	541 人	8,015 人	550 人
大腸がん	11,461 人	2,297 人	11,336 人	2,297 人	11,336 人	2,251 人
前立腺がん	3,953 人	886 人	4,063 人	876 人	4,063 人	828 人

今後の方向性

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく生活習慣病予防のため、継続して実施していきます。

ウ 訪問指導

現状と課題

訪問指導は、生活習慣病予防、介護予防、保健サービスと医療・福祉等の他のサービスの活用方法に関する相談・調整を図ることを目的として実施しており、この取組みを継続する必要があります。

【訪問指導の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
要指導者	3 件	0 件	5 件
その他	14 件	8 件	15 件

今後の方向性

健康増進法に基づく健康増進事業を推進するため、継続して実施します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実【重点項目】

ア 介護予防・日常生活支援サービス

現状と課題

介護予防・日常生活支援総合事業については、住民や事業者等の意見を踏まえ事業構築を進め、平成29年4月から開始しました。介護予防・日常生活支援総合事業では、市が独自に基準を定めたサービス（緩和型サービス・短期集中サービス）については事業所の参入が少なく、利用も伸びていません。

今後、国の動向を踏まえてサービス内容等の見直しを検討するとともに、社会福祉協議会や地域活動団体等と連携しながら、多様な担い手によるサービスの充実を図っていく必要があります。また、高齢者の自立支援に向けて地域ケア会議を効果的に活用する等、介護予防ケアマネジメントの充実を図る必要があります。

今後の方向性

平成37（2025）年を目途とした地域包括ケアシステムの構築に向け、これまでの利用実績の分析や住民や事業者から意見を聞く等して、事業を評価・検証するとともに、国・県の動向を踏まえ、介護予防事業のさらなる充実を図っていきます。

社会福祉協議会や地域活動団体とも連携しながら、新たな担い手を発掘するため、一層の事業の理解・周知を図っていきます。また、多様な担い手の確保や活動の支援を行い、サービスの充実を図ることにより、支援を必要とする高齢者の自立支援や要介護度の重度化防止を促進していきます。

イ 一般介護予防事業の充実

(ア) 介護予防普及啓発事業

現状と課題

主として活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持又は向上に向けて一般介護予防事業を行っています。身近な地域で取り組める介護予防事業について、さらに多くの人に普及啓発していく必要があります。

【介護予防普及啓発事業の状況】

年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度（見込）	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
介護予防講座	30回	428人	30回	450人	15回	400人
健康大学講座	10回	2,118人	10回	2,300人	10回	2,028人
介護予防手帳の交付数	284冊		133冊		150冊	

今後の方向性

現行の各教室に対するニーズ・評価等を踏まえ、介護予防普及啓発事業の見直しを行います。より効果的・効率的な介護予防の取組みを推進し、高齢者へのアプローチだけでなく、地域づくり等を取り巻く環境へのアプローチも含め検討していきます。

(イ) 地域介護予防活動支援事業（いきいき百歳体操）

現状と課題

身近な場所で取り組む効果的な介護予防、住み慣れた地域での住民主体の活動としていきいき百歳体操を実施し、心身機能の維持向上を図ることにより高齢者の生活改善を目指し、地域づくりにもつなげています。住民主体の活動が広がるよう、いきいき百歳体操の普及啓発を行っていますが、活動が継続されるようグループに対する効果的な支援方法を検討していく必要があります。

【いきいき百歳体操の状況】

年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度（見込）	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
体験講座	14 回	220 人	12 回	147 人	10 回	100 人
スタートアップ講座	137 回	2,010 人	104 回	1,191 人	70 回	800 人
グループフォローアップ講座	2 回	101 人	2 回	95 人	2 回	100 人
グループ数	27 グループ		38 グループ		45 グループ	
登録者数	568 人		744 人		840 人	

今後の方向性

活動グループの増加により、より身近な場所で行うよう普及啓発方法を検討し、継続できる住民主体の活動として取り組めるよう事業展開していきます。

施策にかかる目標の設定

<介護予防に取り組む高齢者の増加>

【いきいき百歳体操の実施グループ数】

現状値

45 グループ

(平成 29 年)

目標値

60 グループ

(平成 32 (2020) 年)

3 生きがいづくりや社会参加の推進【重点項目】

(1) 高年クラブ活動の推進

現状と課題

高年クラブ活動への参加によって、高齢者が自らの生活を豊かにする健康づくり、趣味やレクリエーション等の個々の活動から、地域を豊かにするための訪問や伝承活動等社会的な活動への積極的参加につなげることができます。それにより、生きがいを持って自立した生活を営むことができ、介護予防への効果も期待できるため、高年クラブ活動の推進に努めています。退職直後の若い世代の加入者が少なく、全加入者についても全国平均の加入率より低いのが現状です。

今後の方向性

身近な仲間同士の友愛活動をはじめ、地域や各世代と積極的に交流を深め、地域での存在感を発揮し、新規会員が気軽に加入できるような魅力ある高年クラブになるよう継続して支援に努めます。また、見守り活動等を通じて地域のネットワークづくりにも積極的な参加を推進していきます。

(2) 生涯学習の充実

現状と課題

社会の成熟化に伴い、生涯学習の果たすべき役割は多様化しています。そのような中、高齢者が実践的に学び、その成果を社会に活かすことで、自らの学習意欲を持ち続けることができるよう、ライフステージに応じた生涯学習の機会を提供しています。しかしながら、学習の成果を社会に還元する活動には至っていない現状があります。

【生涯学習の状況】（金ヶ崎学園大学）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
学園生数	522 人	522 人	512 人
利用延人数	6,770 人	5,815 人	6,500 人
実施回数	14 回	13 回	14 回

今後の方向性

高齢化が進む現代社会において、高齢者がそれぞれのライフステージにおける学習機会を適切な場所で提供できるよう、継続して生涯学習事業の充実を図ります。

(3) レクリエーションスポーツ活動の推進

現状と課題

『「する」・「みる」・「ささえる」－「結び合う」市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも楽しめるスポーツ環境づくりを目指して!』をスローガンに子どもから高齢者まで、生涯を通してスポーツ活動を楽しみ、互いに交流し、健康で活気に満ちた豊かな生活が送れるようレクリエーションスポーツ活動の普及推進に努めています。現状のライフスタイル(※)に適したレクリエーションスポーツ活動を展開していく必要があります。

今後の方向性

ライフスタイルの変化に伴い、市民の健康維持増進への意識が高まる中、スポーツへのニーズは多様化しています。そのようなニーズに応えるべく、今後も各種大会やスポーツイベントを開催し、レクリエーションスポーツ活動の普及推進を図り、市民の健康維持増進に寄与していきます。

(4) 生きがい交流センターの活用

現状と課題

生きがい交流センターは、高齢者の教養の向上と健康増進、市民の文化活動の場を提供し、市民福祉の増進に寄与することを目的としています。より多くの高齢者がセンターでの活動を通して、仲間づくりや社会参加を行うことができるよう、周知が必要です。また、高齢者の交流が活発に行われるよう、ニーズを把握しながら生きがいセミナーの内容を検討する必要があります。

【生きがい交流センターの活用状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用延人数	20,638人	23,284人	21,500人
利用回数	1,947件	2,156件	2,050件
生きがいセミナー受講延人数	2,021人	2,064人	2,100人
生きがいセミナー開催件数	161件	166件	168件

今後の方向性

女性利用者に比べ男性利用者が少ないため、男性利用者を対象とした生きがいセミナーを増やし、男性利用者の増加につなげていくよう検討します。

今後も高齢者や地域住民の生きがいの場となるよう、ニーズを把握しながら事業を進めていきます。

(5) 高齢者の就労促進

現状と課題

高齢者の就労促進を図るため、高齢者のライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他軽易な作業」を提供するとともに、福祉の充実と活力ある地域社会づくりに寄与しており、シルバー人材センターでの就労等さらなる活躍の場の拡大が必要です。

【高齢者の就労実績（シルバー人材センター）】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
就労件数	4,641 件	4,402 件	4,680 件
延べ就労人員	74,905 人	70,829 人	76,800 人
会員数	663 人	654 人	672 人

今後の方向性

高齢者が豊かな経験と能力を活かすことができるよう、就業機会の拡大に努めます。特に、高齢化社会に備え介護分野の充実を図ります。

また、高齢者の就業を通じた社会参加や生きがいづくりに取り組むシルバー人材センターを支援していきます。

施策にかかる目標の設定

<社会参加する高齢者の増加>

【週1回以上の地域での活動に参加する高齢者の割合】

現状値

59.1 %

(平成 29 年)

目標値

65.0 %

(平成 32 (2020) 年)

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

4 認知症対策の充実

(1) 認知症ケアネットの活用の推進

現状と課題

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の進行状況に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）」を作成し、周知・活用を図ります。

認知症ケアネットには、社会資源等、随時更新していく必要がある情報を記載するため、定期的に情報収集を行う必要があります。

【認知症ケアネットの配布状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
配置数	—	700 冊	1,000 冊
概要版配布数	—	—	1,000 冊

今後の方向性

認知症を心配する高齢者及びその家族にとっても、安心して地域で暮らし続けていくための有効なツールとなるよう「認知症ケアネット」の更新・活用を継続します。

また、要点をまとめた概要版も作成します。

(2) 認知症の早期予防・発見の推進

現状と課題

認知症は、早期に受診し、適切な治療や内服を早い段階から行うことで、症状を改善し、進行を遅らせることができます。そのため、軽度のもの忘れや認知症が疑われた段階での早期の相談や受診の必要性を啓発するとともに、介護予防や健診の場等での認知症チェックシートの活用を進めています。

また、認知症予防について、地域包括支援センターや介護予防教室、高年クラブ等を通じて周知し、認知症予防を推進する必要があります。

今後の方向性

認知症チェックの実施方法、実施後のフォロー方法について見直し、発見後効果的な支援につなげられる体制づくりを図ります。

相談窓口のさらなる周知とともに、早期発見・早期対応の必要性の啓発に取り組んでいきます。

(3) 認知症地域医療連携、認知症への早期対応の推進

ア 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築

現状と課題

認知症が疑われる人や認知症の人と、その家族を複数の専門職が認知症専門医の指導のもと訪問し、初期の支援を集中的に行うことにより、受診勧奨や自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を中心に、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組んでいます。支援を必要としている対象者へのアウトリーチの方法の検討や、初期集中支援事業の周知をしていく必要があります。

【認知症初期集中支援チームの訪問状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
訪問者数	—	22 人	15 人

今後の方向性

認知症初期集中支援チームの活動について、広報紙や専門職の会議において周知を図るとともに、支援を必要としている対象者の情報収集を進めていきます。

在宅介護支援センターが、実態把握訪問をする中で、初期の認知症の症状がある人の早期発見に取り組めます。また、専門職だけでなく地域住民と協働し、見守り支援していく体制づくりを目指します。

イ 認知症医療連携体制及び相談体制の充実

現状と課題

かかりつけ医の段階で早期発見ができる体制を充実させるとともに、かかりつけ医と専門医、専門医療機関との連携により、認知症初期から重度まで各ステージに合った医療が受けられるよう医療との連携づくりを進めています。

また、平成27年度から地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員(※)」を配置し、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携を図っています。

認知症地域支援推進員を集めて毎月定例会を開催し、認知症施策について広く意見交換を行い、地域における認知症の人とその家族を支援する体制づくりを進めています。

今後の方向性

認知症地域支援推進員の活動について、積極的に広報していきます。また、定例会に認知症地域支援推進員以外の関係者にも参加してもらい、介護サービスや医療機関、地域の支援機関との連携を強化していきます。

(4) 認知症及び若年性認知症の正しい理解の普及と支援体制の構築

ア 認知症の正しい理解の普及

認知症は、誰にも起こりうる脳の病気であるにもかかわらず、「痴呆」、「ボケ」等の侮蔑的な言葉でも捉えられ、それが高齢者の尊厳を欠く結果となり、早期診断・早期治療に支障をもたらしています。そのため、広報紙やパンフレット等で認知症の早期発見や早期治療の重要性、認知症予防の啓発、認知症高齢者及びその家族に対する支援等、認知症についての正しい理解の普及を図ります。

(ア) 認知症サポーター養成講座の開催強化

現状と課題

認知症高齢者は記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果周りの人との関係が損なわれたり、介護する家族と共倒れになってしまう可能性があります。そのため、認知症高齢者とその家族を地域で支える仕組みの構築が求められています。

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
回数	24回	18回	20回
サポーター養成人数	707人	558人	500人

今後の方向性

認知症サポーター養成講座を計画的に開催し、認知症についての正しい理解普及を図り、認知症高齢者の早期発見に努めます。さらに、認知症高齢者とその家族を温か

く見守り、支えあえる地域づくりを目指します。また、養成したサポーターのフォローアップや活動の場の紹介にも努め、認知症の人を見守り支える仕組みづくりを検討していきます。

(イ) オレンジ・サロン（認知症カフェ）

現状と課題

軽度認知障害及び認知症の高齢者に交流、情報交換の場を提供することで、居場所づくり、認知症状の悪化予防及び家族の介護負担の軽減を図っています。認知症についての正しい理解を深め、地域での認知症啓発を推進しています。また、認知症の高齢者と家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、集う場・情報共有の場として、地域での日常生活・家族支援の強化に向けて、さらなる内容の充実、利用者の増加に取り組む必要があります。

今後の方向性

誰もが集える居場所として周知するため、認知症カラーの「オレンジ」とつどいの場を意味する「サロン」を合わせて「オレンジ・サロン」と通称し、さらなる普及啓発に努めます。

(ウ) 若年性認知症への支援体制づくり

現状と課題

若年性認知症は、18歳から64歳までの世代に発症した認知症であり、働き盛りに仕事や家事が十分にできなくなることで、身体的にも精神的にも、また経済的にも大きな負担がかかります。

本人やその家族は、高齢者の認知症の人より周囲に相談しにくく、支援が必要でも困りごとを一人で抱えてしまうケースがあります。

そこで、平成28年12月に若年性認知症家族会を立ち上げ、本人や家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図る活動をしており、さらにこれらの取組みを充実させる必要があります。

今後の方向性

若年性認知症家族会の参加者増加を目標に、関係機関に周知を図っていきます。支援が必要にも関わらず相談がない若年性認知症の人は、把握やアプローチが難しいので、関係機関や医療機関等から紹介してもらえる体制づくりを進めます。

(エ) 警察との連携推進

現状と課題

警察署により保護された認知機能の低下がみられる高齢者については、市が実施している「見守りSOSネットワーク事業」の事前登録制度「あんしん見守り事業」への登録を紹介していただく等、連携に努めています。また、「あんしん見守り事業」への登録者の台帳は市と警察が共有することとし、行方不明等の緊急時に、早期の情報把握に役立っています。しかしながら、個人情報の問題があり、早急な情報連携ができていないのが現状です。さらに、高齢者の自動車運転による交通死亡事故が増加傾向にあり、運転免許の自主返納への支援や、交通手段の確保に向けて検討していく必要があります。

今後の方向性

自動車運転に関する相談や運転免許の自主返納の周知、認知機能低下による様々な生活の問題への対応について、市担当課や警察と連携をとりながら早期対応・早期支援を進めていきます。また、平成29年11月より実施の警察が把握した認知症高齢者の行方不明事案等について、本人又はその家族等の同意を得て市に情報提供を行う「認知症に係る支援対象者情報制度」に基づき、さらなる連携に努めていきます。

5 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の普及

ア 成年後見制度の普及と活用

現状と課題

成年後見制度の普及啓発、相談支援及び市民後見人(※)養成・監督業務等を行う「西播磨成年後見支援センター」が、平成28年5月に開設され、西播磨圏域の各市町とも連携し、講演会や広報紙、パンフレット、DVDの貸出し等、様々な方法で成年後見制度についての正しい理解の普及を図っています。また、毎月1回、西播磨圏域で相談所を開設置し、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職による「成年後見・くらしなんでも相談会」を実施しています。

成年後見制度等が有効に活用されるよう、西播磨成年後見支援センターを中心に、地域包括支援センター、市、社会福祉協議会、福祉サービス提供機関等の連携強化に努める必要があります。

【成年後見制度の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
市長申立件数	0件	0件	4件
専門職による相談会の実施回数	0回	2回	2回

今後の方向性

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、今後、成年後見制度利用の増加が予想されることから、西播磨成年後見支援センターと協力して、市民後見人養成の推進に努め、日常生活圏域に1人以上の市民後見人の養成を目指すとともに、市民後見人の適切な活動に向けた支援体制を構築していきます。

講演会や広報紙、パンフレット等を活用し、成年後見制度についての正しい理解の普及を図り、今後も西播磨成年後見支援センターと連携を図りながら成年後見制度の活用に努めていきます。

イ 西播磨成年後見支援センターとの連携強化と活用

現状と課題

平成28年に開設した西播磨成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の普及啓発、成年後見制度に関する相談支援及び市民後見人養成・監督業務等を行っています。

西播磨圏域の各市町と西播磨後見支援センターとが情報を共有するため、定期的に運営推進会議を開催しており、さらなる連携強化を図る必要があります。

今後の方向性

定期的な運営推進会議の開催を継続し、西播磨成年後見支援センターや他市町、専門職との連携強化を図ります。

また、広報紙やパンフレット等を活用し、西播磨成年後見支援センターの周知に努めます。

ウ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

現状と課題

社会福祉協議会では、判断能力に不安のある在宅の高齢者等が、福祉サービスを利用できるよう、①福祉サービスの利用手続き、②日常生活に必要な金銭管理、③通帳、印鑑、公的書類等の預かり等を行う「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」を行っています。

高齢者が安心して地域で暮らせるよう、制度の周知に努め、積極的な利用を促進する必要があります。

【福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
契約件数	10件	10件	13件
うち新規契約件数	3件	6件	2件
終了件数	2件	2件	2件

今後の方向性

成年後見制度の利用を考える前に、「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」の利用を検討できるよう福祉関係者や関係機関への周知強化を図り、継続して実施していきます。

(2) 高齢者虐待防止等の推進

ア 啓発の推進

現状と課題

市民一人ひとりが高齢者虐待に対する正しい認識を深めることが、虐待を未然に防ぐことへの第一歩となります。また、虐待を受けている高齢者の多くが認知症等により介護を必要とする状態であることから、養護者・家族に対する支援を充実するとともに、介護に関する正しい知識を広めることが必要です。

そのため、高齢者が介護を要する状態となっても、その人権を尊重し、権利を擁護するため、広報紙やリーフレット等の配布や研修会等を通じて高齢者虐待に関する正しい理解が深まるよう啓発活動を推進しています。

今後の方向性

認知症サポーター養成講座やまちかど出前講座等で、「高齢者虐待に対する正しい認識」の啓発を継続して行っています。

イ 高齢者虐待防止のための見守り体制の充実

現状と課題

高齢者虐待を未然に防ぎ、問題が深刻化する前に早期に発見し、高齢者や養護者・家族に対して適切な支援を行うため、虐待が疑われる場合に市への通報義務があることを地域住民やサービス事業者等に周知しています。

高齢者虐待防止の中心的役割を担う地域包括支援センターにおいては、高齢者の実情に応じた適切な支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見等に努めてさらなる関係機関の連携の強化が必要です。

今後の方向性

地域における見守りの目をはぐくむことができるよう、民生委員・児童委員をはじめ、地域密着型サービス事業所や見守りSOSネットワーク協力機関等に働きかけます。

ウ 措置制度等の活用

現状と課題

虐待を受けた高齢者の生活が安定するよう、支援することが必要です。そのため、虐待の状況や家庭事情等により、虐待を受けた高齢者の身柄の安全を早急に確保する

必要がある場合には、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」を活用しています。

また、安定した生活の確保のため、必要に応じて成年後見制度を活用する等、今後も状況に応じた適切な対処が必要です。

【措置制度等の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
虐待対応人数	12 人	10 人	10 人
うち措置入所者数	2 人	1 人	1 人

今後の方向性

措置の必要な状況にある高齢者には、「やむを得ない事由による措置」を今後も活用していきます。

エ 施設等における身体拘束ゼロに向けた取組み

現状と課題

身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体機能の低下を引き起こす可能性があります。

このため、介護保険施設や居宅サービス事業所等における身体拘束ゼロに向けた職員の意識改革や、マニュアル・手引きの作成・研修会の開催等、サービスの質の向上に取り組んでおり、引き続き取組みへの支援が必要です。

今後の方向性

地域密着型事業所への実地指導や集団指導、また介護保険事業所への県との合同監査時に、事業所に直接指導を行います。研修機会の情報提供をはじめ、事業所の身体拘束に対する問題意識を事業所と共有し、明確にする機会を持つとともに、身体拘束ゼロに向けて、介護サービスの質の向上を目指し、今後も啓発、支援等に努めます。

(3) 消費者保護対策の推進

ア 消費者保護対策と防犯対策の推進

現状と課題

訪問販売による消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、自治会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、高齢者の消費生活の安全に努めています。また、安全安心推進員や警察署等と協力して、振り込め詐欺や悪質商法等についてまちかど出前講座として講習を行っています。関係機関と連携し、現状に沿った取組みが必要です。

【消費者保護体制の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
消費生活センター相談	148 件	160 件	160 件

【防犯対策の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
まちかど出前講座	4 回	2 回	2 回
悪質詐欺キャンペーン	2 回	2 回	2 回

今後の方向性

相談内容が多様化し専門性が必要となってきたため、研修会等の参加により体制の充実を図ります。また、警察との情報共有を図るとともに、民生委員・児童委員に情報提供を行う等各種団体との連携を図ります。

(4) 福祉意識の醸成

ア 福祉教育の充実

現状と課題

子どもたちが福祉について関心をもち、自ら考え、行動できる力を養うことを目的として、年間教育計画に基づく学校教育活動を通して、子どもたちと高齢者との交流による福祉教育の充実に努めています。関係機関が連携し、多様な教育の充実に努める必要があります。

今後の方向性

学校、行政、事業所、地域の連携を密にし、子どもたちに高齢者や障害のある人と触れ合い、福祉について学ぶ機会を提供します。

イ 地域とともに進める福祉学習

現状と課題

誰もが尊厳を守られる「支えあい社会」に向けて、住民主体の地域づくりが注目される中、自分たちのまちを自分たちでつくる力を養い、そのための福祉の心を身につける福祉学習が今まで以上に重要となっています。

福祉学習は、子どもから大人まで全ての人たちが人生を通じて常に学び、考えていくことが大切であるため、福祉について関心を持ち続けるような学習の場を重層的に展開できるよう、引き続き努めていく必要があります。

【福祉学習の状況】

年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(見込)	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
福祉についての講座	7回	274人	8回	303人	4回	160人
認知症サポーター養成講座（社会福祉協議会実施分）	6回	257人	8回	277人	8回	280人
車いす体験教室	6回	262人	4回	207人	6回	240人
高齢者疑似体験	1回	9人	1回	6人	1回	5人

今後の方向性

学校における福祉学習を実施するとともに、地域や企業等においても福祉学習を実施してもらえよう働きかけを行っていきます。

ウ 啓発活動の推進

現状と課題

高齢者に対する理解を深めるため、広報紙やホームページ、各種パンフレット等による啓発を行うとともに、「相生市人権施策協働推進ガイドライン(※)」に基づき、関係部署と連携・協働しながら、啓発活動に取り組んでいます。しかしながら、活動的な状態にある高齢者は、「高齢になり手助けが必要となる」ことに当事者意識が薄い傾向にあるのが現状です。

今後の方向性

地域活動やボランティア活動への参加等により、高齢者と触れ合うことで、「老いる」ことへの理解を深め、支えあいへの意識を高めていけるよう啓発活動に取り組みます。また、高齢者の人権を尊重する意識につながるような情報発信に努めます。

6 安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

(1) 高齢者等にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

高齢者も障害のある人も、できる限り住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるように環境を整備するノーマライゼーション(※)の実現が重要です。

そのため、高齢者や障害のある人の利用に配慮したまちづくりを推進し、道路や公共的建築物等が高齢者や障害のある人にとって、安全かつ快適に利用できるよう配慮したものにするため、平成4年に県が制定した「福祉のまちづくり条例(※)」を踏まえ、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいます。施設等の整備については、財政面も考慮し計画的に取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

厳しい財政事情の中で、公共施設をはじめとしたインフラ(※)整備について、今後も優先度の高いものから計画的に進めていきます。

(2) 居住環境の整備

ア 高齢者の居住の安定確保

現状と課題

ライフスタイルに応じた住まいの選択ができるよう、サービス付き高齢者向け住宅(※)や有料老人ホーム等の高齢者向け住宅の適切な確保を図っていくとともに、高齢者向け住宅に関する情報提供を行っています。引き続き情報収集に努めながら相談支援を図る必要があります。

【サービス付き高齢者向け住宅整備】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
サービス付高齢者住宅整備	—	70床	30床

今後の方向性

情報提供や相談支援に努め、高齢者の豊かな居住環境の実現を目指します。

イ 高齢者等住宅改造助成事業

現状と課題

介護を要する高齢者等が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、身体状況に応じて住宅を改造する費用を助成しています。居宅サービスの介護支援専門員等を通じて、制度の周知を図り、介護保険法定給付とあわせて、法定分以外の改修に対する助成事業を実施することにより、高齢者等の居住環境の向上を図っています。的確な支援を図るための助成費用に係る財源確保が重要となります。

【高齢者等住宅改造助成事業の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
助成件数	18 件	17 件	33 件
助成額	4,264 千円	3,851 千円	7,200 千円

今後の方向性

高齢者等住宅改造助成事業は、兵庫県の「人生いきいき住宅助成事業実施要綱」により実施していることから、今後、県の動向に注目しながら実施していきます。

ウ 養護老人ホームの充実

現状と課題

養護老人ホームは、経済的理由及び環境上の理由により、在宅での生活が困難な高齢者を養護する入所施設です。在宅において生活するのが困難な人を措置し、心身の健康回復、生活の安定を図ることで老人福祉法の保護措置の実現を図っています。在宅生活が困難な人への状況にあわせた的確な支援が必要です。

【養護老人ホームの利用状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
利用実人数(延人数)	462 人	486 人	480 人

今後の方向性

経済的に介護保険施設等に入所できない人等に対応するため、市内にある養護老人ホーム愛老園では、特定施設入居者生活介護の指定を受けており、比較的重度の介護が必要な人にも対応していきます。また、必要があれば、市外の養護老人ホームへの措置も行い対応していきます。

(3) 災害時、緊急時における高齢者支援の強化

ア 災害時のネットワークづくり

現状と課題

要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等災害時に援護を必要とする人を対象に、「災害時要援護者支援マニュアル」（自然災害等の緊急時に自力避難が困難な要援護者に対する支援策）に基づいて支援しています。

また、災害時の「福祉避難所」（二次的な避難施設）として協定を結んだ法人との連携強化に努めるとともに、支援者の新規登録や継続的活動を促すため、民生委員・児童委員等の協力のもと、地域住民に対する働きかけを行っています。有事の際、迅速な対応を図るため、継続して関係機関と連携を密にする必要があります。

今後の方向性

防災担当課と協力し、要援護者名簿が有効に活用できるよう関係機関と連携していきます。

イ アイアイコール（緊急通報システム）設置事業

現状と課題

在宅で生活しているひとり暮らし高齢者等で援護を要する人を対象に、緊急事態発生時の救護体制を確立し、在宅生活における不安を解消することを目的に緊急通報端末機を貸与しています。また、緊急時には、ボタンを押すことで即時に受信センターへ通報され、地域の協力を得ながら速やかに対象者の救護を図っています。引き続き、対象者への救護体制を確立し、必要な人が利用できるようさらなる周知を行う必要があります。

【アイアイコール（緊急通報システム）設置事業の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用人数（年度末）	215人	190人	234人

今後の方向性

ひとり暮らしの高齢者は増加しており、緊急時の救護体制をあらかじめ確立し、ひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯等の不安解消を図ることは重要であり、制度の見直しを行いながら継続して実施していきます。

(4) 在宅生活の支援

ア 在宅福祉サービスについて

現状と課題

住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、様々な高齢者在宅福祉サービスを実施しています。サービスを必要としている人に必要なサービスが提供できるよう、事業の普及啓発に努める必要があります。

今後の方向性

制度の見直しを行いながら事業を継続して実施していきます。

【主な在宅福祉サービス事業】

事業名	内 容
老人短期入所事業 (ショートステイ)	身体的、社会的な理由で一時的に養護老人ホームでの援護が必要な高齢者を対象に、養護老人ホームの空きベッドを活用して短期間宿泊し、日常生活に対する指導・支援を行う事業です。
配食サービス事業	日常の調理等が困難な状態にあり、経済的な事情により栄養バランスがとれた食生活を営むことが困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、配食の助成を行うとともに、配達の際に安否確認を行い、自立した生活の支援を行う事業です。
訪問理・美容サービス事業	訪問理・美容サービス事業は、加齢に伴う心身の機能低下により、理容院又は美容院に出向いてサービスを受けることが困難な状態にある高齢者に対して、自宅等に訪問して理（美）容サービスが受けられるようにする事業で、理（美）容事業者の移動・出張に要する費用を助成します。
お元気コール事業	在宅で生活している 75 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、定期的に安否確認の電話をかけ、体調が悪い場合、登録された近親者等に連絡する他、電話に出ることができない場合は訪問等により安否確認を行います。ひとり暮らし高齢者の不安解消を図るため、民生委員・児童委員等の協力のもと、継続して実施します。
救急医療情報キット配布事業	在宅で生活している 65 歳以上の高齢者等を対象に、在宅時の救急搬送時の安全・安心を図るため、病歴や服用内容、緊急連絡先等の情報をあらかじめ記入して保管しておく「救急医療情報キット等」の配布を行う事業です。

イ 地域密着型サービスの基盤整備

現状と課題

地域密着型サービスの整備は、公募等により計画的に整備を進めています。特に24時間対応サービスである「小規模多機能型居宅介護」については、日常生活圏域ごとに1箇所ずつ整備しています。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯にとって、在宅生活の限界点を高めることができるサービスとして、さらなる利用促進に向けてサービスの普及啓発を行う必要があります。

今後の方向性

介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、計画的な整備を推進していきます。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯にとって、在宅生活の限界点を高めることができる「小規模多機能型居宅介護」に加え、自宅での生活を希望される人を支援するため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を検討していきます。

ウ 高齢者等の移動サービスの充実

現状と課題

車いすの利用者等、公共交通手段の利用が困難な人に対し、社会福祉協議会が運営主体となり、ボランティアが通院や余暇活動等の外出時に、福祉車両を使用した送迎を実施しています。しかしながら、車いす利用者だけではなく、高齢化に伴う移動制約者も増加しており、生活の質の確保、閉じこもり防止の観点からも移動手段の確保が必要となってきます。

今後の方向性

相生市地域公共交通総合連携計画に基づき、社会福祉協議会・社会福祉法人・交通関係機関等と協議の場を持ち、現在の路線バスやデマンドタクシーのあり方も含めて、地域特性にあった持続可能な移動手段の確保を検討し、地域住民や利用者が運行を支える仕組みづくりを支援していきます。

7 介護保険サービスの適切な運営と充実

(1) 介護サービスの充実

介護が必要になっても在宅生活を続けていけるよう、高齢者一人ひとりに応じたサービス提供や24時間対応等のサービス整備を推進します。

さらに、今後増加が予測される75歳以上の高齢者や認知症高齢者等、医療と介護の両方を必要とする人に対応できるよう「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」等の普及に努めるとともに、地域密着型サービスの整備を利用状況やニーズ等を勘案した上で行っていきます。

(2) 介護サービスの質の向上

ア 苦情・相談等への対応

現状と課題

介護保険事業において、介護サービスの質の確保は重要な課題であり、利用者からの苦情や相談に迅速に対応し、適切なサービス提供につなげる必要があります。

そのため、利用者をはじめとする住民からの苦情や相談、意見を随時受け付け、担当課での情報共有を図るとともに、関係機関と連携し、事業者の協力を求めながら迅速な解決に努めています。また、兵庫県介護保険審査会や兵庫県国民健康保険団体連合会(※)等との連携を図りながら、サービス利用者に対する適切な助言と介護サービス事業者に対する必要な指導を行っています。介護サービス事業者の状況把握を行うとともに、関係機関の情報共有が必要となります。

【苦情・相談等への対応状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
苦情受付	1件	1件	1件

今後の方向性

定期的に介護サービス事業者に対する助言・指導に努めるとともに、日頃より事業所への訪問や連絡会議への参加等により情報及び対応の共有を図ります。

イ 介護サービス事業者に対する助言・指導

現状と課題

利用者の希望や生活環境、経済環境等に配慮しながら、利用者の自立支援に資するような適切なサービスが提供されるよう、県との合同監査による介護サービス事業者の適正な事業運営を確保するとともに、市が指定・指導権限を有する地域密着型サービス事業者等について、適切な指導・監督に努めています。

また、介護サービス事業者の不正請求並びに事業者の指定取消に至る悪質な事例発生を未然に防ぐため、定期的に事業者へ自己点検をシートの提出を求め、書面審査を実施しています。さらなるサービス向上につながるよう、介護サービス事業者への的確な指導を行っていく必要があります。

【介護サービス事業者に対する助言・指導の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
県との合同監査	2 回	3 回	1 回
市による実地指導	1 回	10 回	3 回

今後の方向性

利用者の希望や生活環境、経済環境等に配慮しながら、利用者の自立支援に資するよう、適切なサービスが提供されなければなりません。そのため、介護サービスの質の向上に結びつくような、実効性のある指導の実施を目指していきます。

(3) サービスを円滑に利用するための支援

ア 利用者のサービス選択に対する支援

現状と課題

要介護（支援）高齢者が自ら介護保険サービスを選択できるよう、サービスに関する情報を適切に提供することが必要です。

そのため、介護サービス事業者のサービス内容を適宜更新し、窓口及び市ホームページでの積極的な情報提供を通じて、わかりやすいサービス利用の支援を進めています。

また、介護サービス事業者に向けては、今後も「介護サービス情報の公表」制度の周知を行い、利用者やその家族が適切な介護サービス事業者を選択・評価することができるよう支援しています。

今後の方向性

利用者が介護サービス情報を入手し、比較・検討して適切に事業所を選択することに役立つよう、「介護サービス情報公開システム」の周知に努めます。また、地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた地域生活を継続するために有益である配食や見守り等の生活支援サービスの情報についても、広く市民に情報発信できるよう、介護サービス情報と同様に適切に情報を公開していきます。

イ 低所得者への支援

現状と課題

健全な介護保険制度運営に向け、保険料段階の細分化と公費投入等による低所得者の保険料軽減を行う仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、社会福祉法人が低所得で特に生計が困難である人の介護保険サービスの利用負担を軽減した場合には、当該社会福祉法人へ助成を行う「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業」の活用促進に努めています。さらに、未実施法人に対しては、この制度の趣旨について周知を行い、利用促進を図る必要があります。

【低所得者への支援の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
社福軽減確認証発行件数	3 件	3 件	3 件

今後の方向性

「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業」の未実施法人に対しては、この制度の趣旨について周知を行い、利用促進を図っていきます。また、低所得者への保険料・サービス利用料等の軽減について検討していきます。

(4) 介護給付適正化の推進【重点項目】

ア 介護給付費通知

現状と課題

適切な介護サービスの利用につなげるため、居宅サービス、施設サービス等にかかわらず、年3回、各4カ月分の介護サービス実績をすべての利用者に通知しています。定期的に通知することで、利用者に適切な介護サービスの利用を促すとともに、チラシを同封し、制度やサービス内容に関する啓発に取り組んでいます。適切なサービス利用が図れるよう通知方法を工夫しながら、継続して実施していく必要があります。

【介護給付費通知の状況】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
通知回数	3回	3回	3回
通知件数	4,411件	4,526件	4,600件

今後の方向性

介護保険制度の適切な利用方法や通知の見方を通知文書に同封する等、制度の趣旨を広く伝える工夫を行い、効果が上がる実施方法について検討していきます。

イ 縦覧点検・医療情報との突合

現状と課題

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性・算定回数・日数等の点検を行っています。また、国民健康保険団体連合会システムを活用した後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報の突合、事業者への照会・確認等を行い、給付日数や提供されたサービスの整合性を図る等、請求内容の適正化を図っています。引き続き点検を実施し、適正給付につなげる必要があります。

【介護給付費適正化システムの活用の状況】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
過誤申立件数	7 件	30 件	4 件
過誤申立金額	12, 856 円	146, 158 円	4, 756 円
ケアプラン点検件数	12 件	2 件	0 件

今後の方向性

適正な給付につながり、直接的な効果が認められます。また、事業所へ確認等を行うため、指導の機会にもなり、継続して実施していきます。

ウ 要介護認定の適正化

現状と課題

要介護（要支援）の認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行う必要があります。適切に認定審査が行われるよう、認定調査(※)の結果については、全件保険者による点検を実施しています。また、年 2 回合同審査会を開催し、委員全員による審査を通じて、合議体・委員間で情報を共有し、認定審査の平準化を図っています。

今後の方向性

認定調査の結果の点検には、経験や専門的な知識が必要となりますので、専任の職員を養成していきながら、今後も要介護認定の適正化に取り組みます。

エ ケアプランの点検

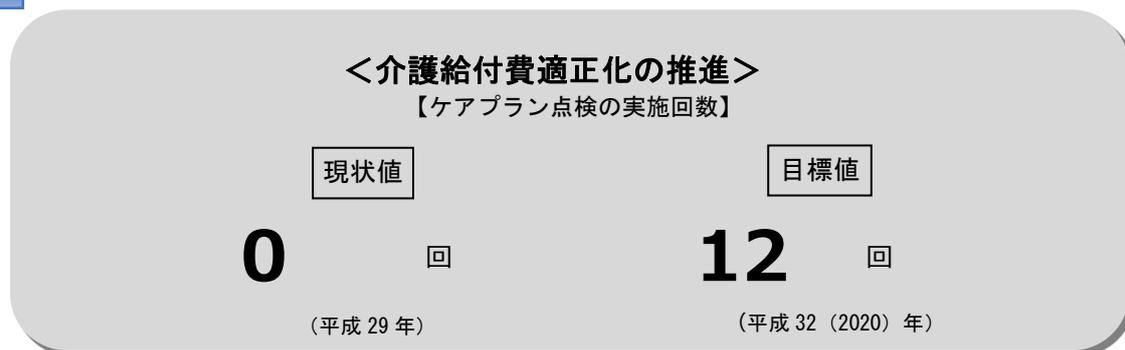
現状と課題

国民健康保険団体連合会の「ケアプラン点検支援」のモデル事業に選定され、国民健康保険団体連合会の支援を受けながら「事前点検・点検対象選定」、「書面によるケアプラン点検」、「面接によるケアプラン点検」、「点検結果のまとめ」、「事業所指導」の工程により実施しました。今後は、限られた人員の中、効率的・効果的なケアプラン点検の方法を検討しながら実施していく必要があります。

今後の方向性

平成30年度より実施予定の「自立支援型地域ケア会議」において、市の職員が「ケアプラン点検」の立場でええ会議に出席し、介護支援専門員の作成したケアプラン等を一緒に確認することで、介護支援専門員の悩みやつまづきを把握し、自立支援に向けたケアプラン作成への支援を行います。

施策にかかる目標の設定



オ 住宅改修の点検等

現状と課題

利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるものについては、工事着工前の利用者宅の状況確認や工事見積書の点検を行っています。

状況確認には、社会福祉士や保健師、建築担当職員が立ち会い、工事の必要性を判断しています。より改修効果を高めるために、引き続き点検等を実施する必要があります。

今後の方向性

住宅改修の点検の結果を把握するとともに、住宅改修の点検を実施したことによる効果を把握していきます。

(5) 介護人材の確保に向けた取組み

ア 介護人材の確保と育成

現状と課題

増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い介護人材の安定的な確保と定着が喫緊の課題となっています。県が実施する「介護人材・定着支援事業」等の施策を参考にし、関係機関・団体・施設・事業所と協力して地域の特性を踏まえた持続的な介護人材確保に取り組む必要があります。

今後の方向性

人材の確保・定着や人材育成を目的とした研修や、利用者の苦情や指摘事項を業務改善につなげるセミナー等を市内介護サービス事業者へ案内し、介護サービス事業者の質の向上を図っていきます。また、介護サービス事業者の垣根を越えた事業者間での業務の一部委託・集約化について関係機関とともに検討していきます。

イ 担い手のすそ野拡大に向けた取組み

現状と課題

今後、一層高まる介護サービス需要に対応するため、福祉分野への多様な人材の新規参入を促進するための取組みを検討する必要があります。

国や県での対策として、①潜在介護人材の呼びもどし ②新規参入促進（学生向け・中高年向け）③離職防止定着促進 等が実施されています。

今後の方向性

中高年向けの新規参入促進について、高齢者の豊富な知識や経験を生かし、「自分はこんなことができる」、「地域に役立つ活動をしてみたい」等の思いを持った高齢者の活力をボランティア活動や就労等につなげていくため、きっかけとなる施策を検討していきます。

第5章 介護保険サービス

1 介護保険サービスの見込量と供給体制

サービス見込量については、第6期計画期間の給付実績及びアンケート結果、各種サービスの整備方針等を参考に推計を行いました。今後、要介護認定者の増加により、サービス利用は増加するものと思われます。

なお、表中の数値は、月間の利用者数、利用日数及び利用回数を示します。

(1) 居宅サービス

ア 訪問介護

介護福祉士、ホームヘルパー等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(回/月)	4,573	4,336	4,217	4,071	4,198	4,469	5,092
介護給付(人/月)	214	198	179	160	165	174	174

イ 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(回/月)	58	42	39	45	46	51	50
介護給付(人/月)	14	11	10	12	13	15	16
予防給付(回/月)	0	0	1	1	1	1	1
予防給付(人/月)	0	0	1	1	1	1	1

ウ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(回/月)	740	781	744	770	805	817	836
介護給付(人/月)	81	86	84	88	94	104	115
予防給付(回/月)	258	308	298	303	284	277	283
予防給付(人/月)	30	33	30	33	31	30	29

エ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(回/月)	544	505	465	480	501	508	541
介護給付(人/月)	49	45	41	45	48	49	50
予防給付(回/月)	199	149	155	157	157	166	138
予防給付(人/月)	18	14	13	18	18	19	23

オ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	62	66	78	74	82	88	105
予防給付(人/月)	2	0	1	1	1	1	1

カ 通所介護

デイサービスセンター等に通う要介護者に対し、施設において、入浴、食事の提供等日常生活での支援や機能訓練を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(回/月)	2,434	1,199	1,181	1,079	1,169	1,296	1,626
介護給付(人/月)	263	134	130	119	120	125	132

キ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等に通う要介護者等に対し、施設において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(回/月)	1,014	1,034	1,159	1,097	1,134	1,166	1,283
介護給付(人/月)	130	132	135	135	140	144	156
予防給付(人/月)	27	29	37	37	39	39	44

ク 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期入所している要介護者等に対し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護等日常生活での支援や機能訓練を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(日/月)	1,114	1,226	1,254	1,262	1,337	1,380	1,339
介護給付(人/月)	99	99	101	101	106	110	110
予防給付(日/月)	12	9	5	7	7	7	3
予防給付(人/月)	4	4	2	3	3	3	1

ケ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所している要介護者等に対し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(日/月)	145	137	137	141	135	151	152
介護給付(人/月)	18	15	15	16	14	16	16
予防給付(日/月)	0	1	2	1	1	1	4
予防給付(人/月)	0	1	1	1	1	1	2

コ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等に対し、その施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	30	39	70	79	81	86	96
予防給付(人/月)	3	6	17	19	19	20	24

サ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を貸与します。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	379	372	368	374	383	393	415
予防給付(人/月)	140	154	170	167	167	169	176

シ 特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

福祉用具のうち、腰掛便座、自動排泄処理装置(交換可能部品)、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	9	8	6	7	7	7	7
予防給付(人/月)	4	5	4	6	7	8	9

ス 住宅改修／介護予防住宅改修

在宅での介護に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消等）を支給するサービスです。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）	平成30年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
介護給付（人/月）	11	7	5	6	5	5	5
予防給付（人/月）	7	6	6	8	7	7	7

セ 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）	平成30年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
介護給付（人/月）	554	550	542	590	619	630	652
予防給付（人/月）	378	400	238	249	261	268	273

(2) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。平成30年度に1箇所の指定を計画しています。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	0	1	1	3	12	12	17

イ 夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

本市においては、既存の事業所での対応が可能かどうかを含め、今後のニーズの変化を見守りつつ必要となった場合にはその整備について検討していきます。

ウ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある居宅の要介護者等を対象に、デイサービスセンター等で、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

単独型及び共用型認知症対応型通所介護サービスの指定を希望する事業者については、地域特性やサービス量を勘案しながら柔軟に対応します。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(回/月)	230	212	241	258	280	297	342
介護給付(人/月)	28	28	29	31	33	35	40
予防給付(回/月)	5	0	0	4	4	4	4
予防給付(人/月)	1	0	0	1	1	1	1

エ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅の要介護者等を対象に、小規模な住居型の施設で通いを中心としながら訪問、短期の宿泊等を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	87	89	89	90	92	95	100
予防給付(人/月)	12	8	8	9	9	10	11

オ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のある要介護者等を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	61	61	69	76	79	80	81
予防給付(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

カ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

本市においては、今後のニーズの変化を見守りつつ必要となった場合にはその整備について検討していきます。

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模で運営される介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

	実績			推計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)	平成 30年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
介護給付 (人/月)	0	0	0	0	0	0	29

ク 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供する「看護小規模多機能型居宅介護」等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

本市においては、今後のニーズの変化を見守りつつ必要となった場合にはその整備について検討していきます。

ケ 地域密着型通所介護

介護保険法の改正により、平成 28 年 4 月に通所介護事業所のうち定員 19 名未満の事業所が地域密着型サービスに移行しました。

地域密着型サービスの中でも特に利用の多いサービスとなっています。

	実績			推計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)	平成 30年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
介護給付 (回/月)	—	1,201	1,222	1,321	1,321	1,386	1,458
介護給付 (人/月)	—	140	140	155	155	162	171

(3) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	213	208	203	206	207	207	230

イ 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理のもとにおける介護及びその他必要な医療並びに日常生活での世話を行います。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	105	106	103	105	106	106	106

ウ 介護療養型医療施設／介護医療院

介護療養型医療施設の療養病床等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を提供します。

	実績			推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護給付(人/月)	1	1	0	0	0	0	0

なお、介護療養型医療施設については、介護老人保健施設への転換期限が平成29年度末までとなっていました。高齡化の進展により増加が見込まれるなか、慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齡者に対応するため、日常的な医学管理や看

取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた介護保険施設として新たに「介護医療院」が創設されます。

現行の介護療養型医療施設の経過措置期間がさらに6年間延長されるため、その間に介護療養型医療施設については、すべて「介護医療院」に転換することとされています。

2 介護保険事業費の見込みと今後の保険料

(1) 介護給付推計（居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス）

ア 介護給付推計（居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス）

	単位	平成 30年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
(1)居宅サービス	千円				
①訪問介護	千円				
②訪問入浴介護	千円				
③訪問看護	千円				
④訪問リハビリテーション	千円				
⑤居宅療養管理指導	千円				
⑥通所介護	千円				
⑦通所リハビリテーション	千円				
⑧短期入所生活介護	千円				
⑨短期入所療養介護	千円				
⑩福祉用具貸与	千円				
⑪特定福祉用具購入費	千円				
⑫住宅改修費	千円				
⑬特定施設入居者生活介護	千円				
(2)地域密着型サービス	千円				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	千円				
②夜間対応型訪問介護	千円				
③認知症対応型通所介護	千円				
④小規模多機能型居宅介護	千円				
⑤認知症対応型共同生活介護	千円				
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	千円				
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	千円				
⑧看護小規模多機能型居宅介護	千円				
⑨地域密着型通所介護	千円				
(3)施設サービス	千円				
①介護老人福祉施設	千円				
②介護老人保健施設	千円				
③介護医療院*	千円				
④介護療養型医療施設	千円				
(4)居宅介護支援	千円				
介護給付費計	千円				

算定中

※介護医療院は、平成 37(2025)年度は介護療養型医療施設を含みます。

※給付費は年間累計の金額です。

※各サービス費の小数点以下を四捨五入しているため、合計額は合いません。

イ 予防給付推計（居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス）

	単位	平成 30年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
(1)介護予防サービス	千円	算定中			
①介護予防訪問入浴介護	千円				
②介護予防訪問看護	千円				
③介護予防訪問リハビリテーション	千円				
④介護予防居宅療養管理指導	千円				
⑤介護予防通所リハビリテーション	千円				
⑥介護予防短期入所生活介護	千円				
⑦介護予防短期入所療養介護	千円				
⑧介護予防福祉用具貸与	千円				
⑨特定介護予防福祉用具購入費	千円				
⑩介護予防住宅改修	千円				
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	千円				
(2)地域密着型介護予防サービス	千円				
①介護予防認知症対応型通所介護	千円				
②介護予防小規模多機能型居宅介護	千円				
③介護予防認知症対応型共同生活介護	千円				
(3)介護予防支援	千円				
予防給付費計	千円				

※各サービス費の小数点以下を四捨五入しているため、合計額は合いません。

ウ 総標準給付費

	平成 30年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	合計
総給付費 (一定以上所得負担の調整後)	算定中			
総給付費				
一定以上所得者の利用者 負担の見直しに伴う財政影 響額				
消費税率等の見直しを勘 案した影響額				
特定入所者介護サービス費等 給付額(資産等勘案調整後)				
高額介護サービス費(※)等 給付額				
高額医療合算介護サービス費 等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料支払件数				
標準給付費見込額				

エ 地域支援事業費

	平成 30年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	合計
地域支援事業費	算定中			
(内訳)介護予防・日常生活 支援総合支援事業費				
包括的支援事業・ 任意事業費				

(2) 介護保険料の設定

ア 介護保険の財源構成

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっており、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。

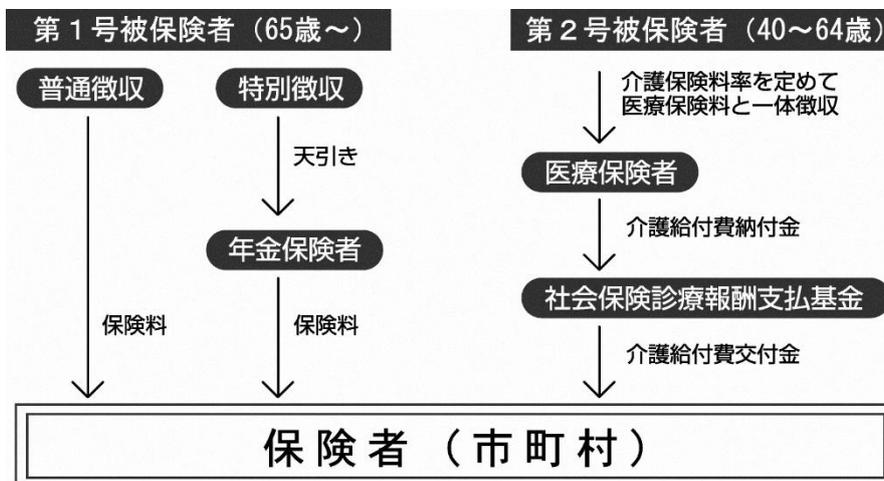
ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

【介護保険の財源構成】

	居宅介護給付	施設給付	地域支援事業費	
			介護予防事業費(介護予防事業・日常生活支援総合事業費)	包括的支援事業任意事業費
国	<h1>確認中</h1>			
国調整交付金				
県				
市				
第1号被保険者				
第2号被保険者				

※国調整交付金は介護保険制度全体の給付費のうち5%を占め、各市町村間にある財務力の格差を是正するために国が負担します。高齢化率の高い自治体や、低所得者の割合が高い自治体、被災した自治体などには多く配分されます。



イ 保険料基準額の算出

平成30年度から平成32(2020)年度までの3年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

【保険料基準額の算定】

	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	合計
標準給付費見込額(①)	算定中			
地域支援事業費(②)				
介護予防・日常生活支援総合事業費(②')				
第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③=((①+②)×23%)+(①+②')×5%)				
調整交付金見込額 (④=①×各年度交付割合)				
財政安定化基金拠出金見込額※1 (⑤=(①+②)×%)				
介護保険給付準備基金取崩額(⑥)				
第7期保険料収納必要額 (⑦=③-④+⑤-⑥)				
予定保険料収納率(⑧)				
所得段階別加入割合補正後被保険者数(⑨)				
年額保険料基準額 (⑦÷⑧÷⑨)				
月額保険料基準額 (⑦÷⑧÷⑨÷12)				

※1 財政安定化基金拠出金見込額は、各都道府県は基金の保有状況を考慮し適切な拠出率を条例で定めることができる。

【参考】

	平成37(2025)年度
月額保険料基準額	算定中

ウ 保険料基準額の算出

第1号被保険者の所得段階別保険料は、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな所得段階区分設定を行います。

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	月額	年額
<h1>算定中</h1>				

第6章 計画の推進にあたって

1 介護保険審議会における点検・評価

(1) 介護保険審議会の設置

介護保険事業の運営に関する課題に適切に対応するため、学識経験者、保健・医療又は福祉の各分野の代表、被保険者の代表、公募による市民の代表、市行政機関の代表から構成される「相生市介護保険審議会」を設置しています。

審議会では、介護保険サービスの利用に関する実態調査の結果や利用者からの相談、苦情の内容等をもとに、事業運用の課題やサービス提供状況を把握・評価し、計画の進行管理を行います。

なお、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定年度においては、県支援計画との整合性を図るため、県福祉関連部署の職員を臨時委員としています。

(2) 介護保険審議会における点検・評価

本計画の施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、企業、サービス事業者、関係団体等との連携のもと、官民一体となって取り組む必要があります。

そのため、相生市介護保険審議会において、高齢者施策全般の推進と充実という観点から、毎年度、計画の実施及び進捗状況の点検・評価を行います。

2 関係機関との連携の推進

「地域ケア会議」、「地域包括支援センター運営協議会」等を通して、保健・医療・福祉分野に携わる実務レベルでの事業の調整や情報交換、意見交換を行います。

また、関連する多様な組織間の連携を強化し、高齢者や家族のニーズに即した高齢者施策が展開できるよう体制の強化に努めます。

3 住民への情報提供の強化

介護保険サービスと高齢者福祉サービスの円滑な実施を図るためには、住民の理解と協力が不可欠です。

そのため、被保険者をはじめ広く住民に対して、広報紙やインターネット等を通じて介護保険制度の趣旨を伝え、介護保険制度に関する情報提供に努めるとともに、相談窓口を設け、誰でも気軽に相談できるよう配慮します。

資料編

1 相生市介護保険審議会設置要綱

平成16年9月1日

訓令第38号

改正 平成17年12月1日

平成18年3月28日

平成21年1月22日

平成21年12月18日

平成29年3月31日

(設置)

第1条 介護保険に関する施策の円滑かつ適切な実施に資するため、相生市介護保険審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定及び変更並びに進行管理に関すること。
- (2) 介護保険によるサービスにおける第三者評価に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの指定事務等に関すること。

(一部改正〔平成17年12月1日〕)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉の各分野を代表する者
- (3) 介護保険の被保険者代表
- (4) 公募による市民代表
- (5) 市行政機関の代表

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(運営)

第6条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委嘱後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、長寿福祉室において行う。

(一部改正〔平成18年3月28日・21年12月18日・29年3月31日〕)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

(一部改正〔平成21年1月22日〕)

2 平成19年2月28日付の委嘱に係る委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(追加〔平成21年1月22日〕)

附 則 (平成17年12月1日)

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月22日)

この訓令は、平成21年1月22日から施行する。

附 則 (平成21年12月18日)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

2 介護保険審議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属団体・役職
会長	魚橋 武司	相生市医師会 理事
職務代理	谷川 和昭	関西福祉大学 社会福祉学部 准教授
委員	羽田野 小夜子	相生市民生委員・児童委員協議会 幹事
〃	北岡 信夫	相生市社会福祉協議会 事務局長
〃	大谷 八与	社会福祉法人清照会 特別養護老人ホーム「若狭野の里」 常務理事
〃	木虎 佐知子	兵庫県介護支援専門員協会相生支部 理事
〃	岩城 弘子	相生市高年クラブ連合会 女性部副部長
〃	西崎 健一	相生市健康福祉部 部長
〃	三木 俊樹	公募
〃	田中 理枝子	公募
臨時委員	向田 憲司	龍野健康福祉事務所 所長補佐兼監査指導課長

3 用語解説

【あ行】

■相生市人権施策協働推進ガイドライン

平成 26 年 3 月に策定した「第 5 次相生市総合計画」における基本計画「健やかな成長と人間力をのばせるまち」中の「人権を尊重するまちづくり」を推進するため、庁内関係部課（室）における課題の共有、事業内容の確認、連携・協働等の実施により、人権ネットワークを構築し、人権課題に関わる教育及び啓発、施策の実施を効率的・効果的に行うための具体的な取り組みを示した、相生市の人権施策推進の方向性を示す指針・計画。

■インフラ

インフラストラクチャーの略。道路・鉄道・港湾・ダム等産業基盤の社会資本のこと。最近では、学校・病院・公園・社会福祉施設等生活関連の社会資本も含めていう。

■NPO (Non-Profit Organization)

民間の非営利組織のこと。ボランティア活動等を行う民間の営利を目的としない団体で、財団法人や社会福祉法人、生活協同組合等も含まれる。

【か行】

■介護支援専門員（ケアマネジャー）

平成 12 年 4 月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有し、要介護者のケアマネジメントを行う人のこと。

■介護報酬

介護保険サービス提供事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用のこと。事業者には、サービスの利用者から費用の負担割合証に記載されている割合、市区町村からその残りが支払われる。

■協議体

各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークが「協議体」とされる。第 1 層の協議体は、市域全域において、「①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起」、「②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ」、「③関係者のネットワーク化」、「④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一」、「⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開

発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）」を中心に行う。第2層の協議体は、日常生活圏域において、第1層の協議体の①～⑤に加えて「⑥ニーズとサービスのマッチング」を行うこととされる。

■ケアプラン

介護サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、担当者等を定めた計画のこと。

■ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

■権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障害者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

■高額介護サービス費

所得等が一定額以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険から支給する制度。

■高齢化率

65歳以上の人口（第1号被保険者）が総人口に占める割合。第1号被保険者÷総人口で算出する。

■コーホート変化率法

過去のデータ（住民基本台帳データ）から年齢階層別の変化率を採取して将来人口を推計するもので（変化率は自然増減・社会増減の合計）、各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させるため、地域の特性をより反映させた推計方法。

■国民健康保険団体連合会

国民健康保険の診療報酬明細書の審査と診療報酬の支払いが主な業務。介護報酬の支払いや審査機能のほか、サービスに関する苦情処理やサービスの質の向上に関する調査、指定サービス事業者及び施設に対する指導・助言等の役割が与えられている。

■コミュニティ

共同体、共同生活体のこと。地域社会そのものをさすこともある。

【さ行】

■サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正（平成23年10月施行）により、従来の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度の代わりに創設された制度。バリアフリー（※）構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅であり、一定の基準を満たした賃貸住宅や有料老人ホームが、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事の登録を受けることができる。

■在宅医療

在宅医療とは、医師や看護師、理学療法士等の医療従事者が、自宅や老人福祉施設等の患者の住まいを訪問して行う医療活動のこと。高齢者が要介護状態になった場合でも、できる限り住み慣れた地域に必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指すため、在宅医療と介護の連携が求められている。

■在宅介護支援センター

在宅の介護が必要な高齢者やその家族に対して、介護等に関する相談に応じ、保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、支援する機関。

■市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合、同じ地域に住む住民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行う人。

■生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘等地域資源の開発や地域ニーズと地域資源のマッチングを行う者。

■生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等による生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）等が代表的。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者及び四親等内の親族（以下「配偶者等」という。）が申立てを行う。なお、身寄りのない人の場合や配偶者等による申立てが期待できない場合は、市町村長に申立て権が付与されている。

【た行】

■第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいう。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者のサービス利用は、要介護状態になる可能性の高い特定の疾病により要介護認定を受けた場合に限定される。

■団塊の世代

昭和22年から昭和24年までに生まれた世代で、前後の世代と比べて人口が多い。第1次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

■地域支援事業

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。

■地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防ケアマネジメント、④包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関のこと。

【な行】

■認知症高齢者

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力等が徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態の高齢者をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは異なる。

■認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どの様な医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等が、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示されるようにするもの。相生市においては、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめ、実際に相生市内で利用できるサービスを紹介するとともに、認知症の理解・予防・認知症の経過と支援体制・相生市の社会資源整理表等をまとめた冊子を作成している。

■認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをする等、温かく見守る支援者のこと。

■認知症日常生活自立度Ⅱ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。

■認知症地域支援推進員

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人及びその家族を支援するため相談業務等を行う者。

■認定調査

要介護認定又は要支援認定の申請があったときに、市町村職員又は市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が行う認定に必要な調査のこと。

■ノーマライゼーション

障害者等が地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え。また、それに基づく運動や施策。

【は行】

■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去。また、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をしようという考え方。

■福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

■福祉のまちづくり条例（兵庫県）

平成4年10月9日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者・障害者をはじめすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざす条例。平成22年12月に改正。

■ボランティア

一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味し、「自発性：自由な意志で行なうこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

【ま行】**■看取り・ターミナルケア**

「看取り」とは、近い将来、死が避けられないとされた人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援する看取り介護のこと。食事や排せつの介助や、褥瘡の防止等、日常生活の介護が中心となる。一方の「ターミナルケア」とは、終末期医療や終末期看護と訳されることからわかる通り、点滴や酸素吸入等の医療的ケアを中心とする。

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。また、民生委員は、児童福祉法に基づき、児童委員を兼務する。

【や行】**■ユニバーサル社会**

誰もが利用しやすいように製品、建物、環境等が設計された社会のこと。最初から利用しやすくすれば、バリアもないため、バリアフリーより広い概念としてとらえられる(万人向け設計)。

■要介護状態

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分(要介護1～5)のいずれかに該当する。

【ら行】**■ライフスタイル**

衣食住、交際、娯楽等の生活の様式及び生活の行動や様式を形づくる考え方や習慣のこと。